羣書一覽 五

和書門
類 一八六六一 號
函 一八三 架
冊 一九

内閣文庫
和
一八
函 一九 架 冊

内閣文庫
番號 和 18661
冊數 6 (5)
函號 261 16

国立公文書館
National Archives of Japan

恵籍鎔印

群書一覧巻之五

類題類

類題和歌集　三十一巻

此書ハ勅撰類題和歌集ニ倣ヒ全部十一巻ニ分チ
八第一巻より第五巻まで春部第六巻より第八巻まで夏部第九
巻より第十三巻まで秋部第十四巻より第十六巻まで冬部第
七巻より第二十二巻まで恋部第二十三巻より第三十巻まで雑
部外ニ公事部一巻ヲ附し〻惣計三十一巻ニ〻す○ねがはくは
年中諸臣ニ勅し〻今古ノ類歌ヲ纂集し〻ものめてたしし〻
たまひ上王公の製藻より下諸民の吟稿ニいたるまで歌ヲ
すべて載せたまふ上ニ〻書中歌の数拳ニ〻歌なきものを
いま〻これ考へ〻書ニのせたまふ歌の数一萬二千
餘の内歌なき歌の題ニ〻ものを千七百餘し今ハ
ふ〻し

浅草文庫

国立公文書館 National Archives of Japan

歌の法式以ゝ考て大抵夫木集の撰し彼集ハ勅撰外の
かれも者ゝ撰されたるゝ其餘近き世の撰のやゝ欲なるものハ
近き代の武家ハ素どもの歌ゝ多すつゝ山ちゝ採ゆゝさせ
たまふ一代集ハ定家卿ハ家ハ今ハ氏六
帖の歌も入れたるゝ元禄年中撰

類題和歌集 異本 写本 十六卷

歌の法式今ハ同ゝ歌の題ゝ今ハ今ハ
其歌ゝ撰ゝ考ゝ多く当時代の武家の系より採ゝ
ハ近代のゝもゝ多ゝ歌ゝ舊ゝ今ハ
ゝ洋ゝ入せゝ
ゝ別ゝ撰ゝ

新類題和歌集 写本 二十卷

霊元法皇勅撰 烏丸光栄公 西三條公福卿 水無瀬氏成卿

高松重胤卿 武者小路實陰公五人の撰し卷末ハ公事一卷假名
題一卷ハ附せゝ歌ゝ勅撰ハ歌の例ゝ倣ゝ
歌ゝ撰ゝ
ゝ書ゝハ二十一代集の外ゝ勅撰ハ
ゝ諸ゝ
ゝ採ゝ
ゝ其餘文明ゝ
ゝ撰ゝ
ゝ釋教の歌ゝ載ゝ
ゝ雜部の中ゝ釋教ゝ

續類題和歌集 写本 三百卷

此書奥州岩山太守左京大夫花系義恭侍史板以得ゝ
草創せゝ
ゝ其趣意ゝ往昔
續五明題明題全書題林愚抄等ゝ書ゝ
ゝ其題ゝ倣ゝ
ゝ太上皇帝
ゝ勅撰ゝ類題和歌集
ゝ撰ゝ
ゝ證歌ゝ
ゝ掌ゝ
ゝ撰ゝ
ゝ修飾せゝ
ゝ奉ゝ

近代の草子のもれ〳〵紙魚肥さん〳〵とかきく抵牾憤怒起〳〵撰擇せ[illegible]ハ太守義泰
初れの真字の序又貞享五年孟春葛山散人坂以得の真字の
序等よりの○凡例[illegible]勅撰[illegible]の歌ハ[illegible]
集ハ今古[illegible]拘[illegible]ず作者新舊[illegible]撰ハず[illegible]以て追加[illegible]但[illegible]
計二百卷[illegible]八部[illegible]す假名[illegible]以て追加[illegible]但[illegible]
別[illegible]部[illegible]一帙[illegible]す當世の風詠宗匠家の[illegible]
と入作者自誇の[illegible]ものハ[illegible]とのせず[illegible]
て小題なきものハ[illegible]四季[illegible]雜[illegible]
用書目五百十九部の中　撰集并雜[illegible]　勅類題[illegible]代集歌[illegible]
[illegible]慈眼大師三十三回忌和歌[illegible]百九部　百首類[illegible]
七人百首[illegible]石山法樂百首[illegible]八十八部　千首類[illegible]
年着到千首[illegible]兼宗千首[illegible]十二部　十首[illegible]五十[illegible]
[illegible]の類　[illegible]光院[illegible]百首[illegible]文永二年[illegible]今恋五十首[illegible]十

四部　歌合類　[illegible]川歌合[illegible]近代[illegible]息[illegible]今[illegible]
百四十部　家集類　[illegible]院[illegible]集[illegible]度今[illegible]是[illegible]
[illegible]百三部　法中集　守覚法親王[illegible]集[illegible]縁阿法
[illegible]草[illegible]二十八部　女中集　式子内親王集[illegible]或女[illegible]
二十五部　○[illegible]今部二百卷の[illegible]凡例[illegible]
[illegible]今[illegible]春夏の部[illegible]卷別[illegible]凡例一卷[illegible]
[illegible]凡例八則追考二則

類題落穂集　字本　四卷

勅撰類[illegible]題の[illegible]拳[illegible]の千七百餘[illegible]今
此書ハ[illegible]一部[illegible]

新類題落穂集　字本　四卷

新[illegible]の[illegible]拳[illegible]の[illegible]補[illegible]
勅撰[illegible]の[illegible]撰[illegible]の勅撰[illegible]

[illegible]

殘林拾葉集　写本　一巻

勅撰和歌の欠の處々を拾ひ集めたるものなり。○元禄十二年季秋　並河良弼傳良父　真字の跋あり。殘林拾葉とは友立山山本君の[illegible]すとぞいふなり。凡和歌二千二百餘首ありて著題の中に最難きものなり。後水尾帝嘗て當時の名卿に勅して廣く著題の歌を採撰し、部類立てしめ、惟其題を存し、その詠歌の[illegible]の名卿に勅して[illegible]日の補入を[illegible]侯書延宝中に[illegible]類題和歌集と賜へり。惟二三近臣の家に伝へ、民間に[illegible]とぞいふ。水戸侯君の考舟木子に命じ、亜相日野公に請て其書を謄写せしめ、君の家にある所の書を藏[illegible]君因和歌を好むを[illegible]別に[illegible]欲[illegible]もの[illegible]

明題和歌全集　十五巻

今川了俊の作なり。古写本六巻あり。八二八明題に号す。古人の集以ては十六代の集を採用ひられたる[illegible]部[illegible]雜の部乃下に短歌　長歌　旋頭歌　混本歌　折句　省略[illegible]諸体とのべり。

續五明題和歌集　写本　六巻

一説に撰者とあるべし。一説に氏親撰とあり。は書に十六代集　風雅集　新千載集　新拾遺集　新後拾遺集　新續古今集　以上五部の集の歌を[illegible]

題林抄　写本　二十六巻

歌林の類なり　一条兼良の歌林抄ハ二巻　和名の
[illegible]　又古き書目なのすゝ[illegible]
林百二十巻　[illegible]の[illegible]歌合　百首　[illegible]　[illegible]三十
巻　[illegible]歌林抄ハ[illegible]一巻　[illegible]四巻　春　[illegible]七夏
[illegible]八　[illegible]十　秋　[illegible]十二十三十四　冬　[illegible]十五　十八　恋　[illegible]
九二十二十一　雑　[illegible]二十二公事　[illegible]二十三人名　[illegible]二十四短歌　[illegible]二十五
謙諧歌　[illegible]二十六　賀　[illegible]部と[illegible]

題林愚抄　八巻

[illegible]書ハ大抵二八四[illegible]
の他なり[illegible]

拾題和歌集　十二巻　恵藤一雄

二十一代集三五集其餘家集歌合抄[illegible]
雑[illegible]の[illegible]と序[illegible]
[illegible]者恵藤雄ハ河内菅雄の[illegible]自序[illegible]

新明題和歌集　十巻

撰者つまびらかならず　近體の秋[illegible]山集あり
[illegible]他者ハ　ね水尾院　ね西院　仙洞[illegible]　道晃親王　智仁
親王　光然親王　通村　雅章　通茂　基福　雅喬　資慶
基凞　俊廣　意光　雅直　季信　光雄　其餘数十人[illegible]
其時の人家し

新後明題和歌集　四巻　伯水堂梅風

新明題の[illegible]集[illegible]作者上[illegible]　其餘ハね陽成院　実業　重
條等の[illegible]　但[illegible]一題[illegible]秋二首[illegible]
のせ[illegible]

新題林和歌集　十六巻

撰者つまびらかならず　他者ハ道晃親王　素然　通茂　注
房　氏孝　実業　ね西院　通躬　ね水尾院　高元院　通村　光雄
資慶　家凞　通緒　弘資　雅章　為倫　光然親王　雅喬

為景　惟甫　其餘數十人なり

新続題林和歌集　十六巻

新題林以ねの歌享保千首寛延千首等代歌ともなり作者の霊元院　実隆
為村　宗家　光栄　光綱　為久　竟恭親王　職仁親王　公福　鷹
通夏　重季　実積　光敦　家仁親王　通躬　重豊　為泰　光祖
資枝卿等なり雑の部の末に大嘗会の歌多所の歌等所
なり明和元年上本す

部類現葉和歌集　十六巻　伯水堂梅風

此書八勅撰類題の體なりしかるに新題林時代なれども
の集なるもこれ歌なるに年月出所不明なり巻末に
梅風の跋あり

撰玉類題和歌集　十六巻六本

此書八部類現葉の続と云へし閑なる所補ひたるなり と 刪

撰玉の字不審なり　澄月の序あり
寛政年中有賀長收校正す

袖中證歌集　十六巻二本

二十一代集六家集三玉集其餘家集歌合ノ類に就き題ごとに一首の
證歌を挙げ袖珍なれども古今伝授の秘説なり自序あり

百家類葉　二巻　富士谷成寿

此書新類聚時代の分類なり歌人の名ばかりの
の巻首に撰者の自序あり

古今和歌集類題　一巻　松井幸隆

古今集の歌ごとに題ごとに分類なり其歌の
歌の名わり　万葉集　二十一代集　管家万葉集　古今六帖
夫木集　六家集　[illegible]　大和物語　源氏物語　其餘家集
歌合の類なり

六家集類題　六卷

俊成卿の長秋詠藻　定家卿の拾遺愚草　同員外　家隆卿の壬二集
以上三部の集の歌撰合せて新三玉集の例に倣ひ下巻八混雑の歌撰なるべし

類題よりて

續撰吟和歌集類題　六卷　一本　同上

原ト俊撰吟和歌ハ文明永正の頃乃禁裏の所令諸家に撰歌其餘抄物
つ編書記ホ乃ろそ雅世卿乃歌ども撰書ひつゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
小畠親房卿ハ家に写ケしりゝゝ歌の法式撰も列ひ撰歌
の體ゝあつゝて袖抄ケしゝ寛政十一年上本す

新續撰吟和歌集類題　二卷　同上

文明永正大永に頃乃諸家に撰歌ケ撰歌ケ撰歌ケ撰歌ケ撰歌ケ撰歌ケ
ゝす山書歌の撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ撰歌ゝ

集撰類歌ゝす慈光の撰ひて

千首類題　字本　二卷　尾崎雅嘉

為家千首　正徹千首　後水尾院御撰千首　天文千首　慶長千首
元禄千首　貞享千首　享保千首　寛延千首等の歌撰合せて新
撰ゝす上巻八千首部類に例ゝ倣ひ下巻八混雑の歌撰なるべし

三玉和歌集類題　七卷

後拾遺の拾玉集　西三条実隆公の雪玉集　冷泉為村の碧玉集
以上三部の集の歌撰あつゝて新撰ゝす元禄の頃松井李隆
ら撰ひ同九年蜂谷文玄子跋ひて

新三玉和歌集類題　二卷

後水尾院の巣集　中院通茂公の老槐集　烏丸光栄公の栄葉
集以上三集の中の歌撰抜ひて新撰ゝす其書體三玉孔ひ
ゝ倣ひ新三玉集ゝ號す

三槐和歌集　一卷

新三玉集の例ゝ倣ひ中院通村公　同通茂公　同通躬公の

類題證歌集 写本 八巻 同上

勅撰集私撰集諸家集歌合物語記録等より禁裏仙洞院
今撰歌諸家抄等より抄出せる数百部の書々を博く歌詠
の部類採りたるものなれば一首相応しからぬ歌の多
其歌の数八四千余の字の長かるこの五三首五首と少
なしいとこれはのせらるべき歌の部類詞句歌枕
名歌名所名歌抄等を抄出せる部類にて愚眼の及ぶ
これかしこれぞ歌のねこ萬五千余餘五千余人延喜三度
の時代当時より中ち一歌一首のこれかしこれぞ詠み
考へるべきものなれども其歌のおのおの同名の歌
も多く勅撰歌集に倍すべく考索に依らるべきの
ものなり

草菴和歌集類題 六巻 一本

頓阿法師の草菴集撰集抄集の分類合せ載せられし巻末に
句歌ならぬ文詞文章等のみ八景和歌其外撰集抄等
より家集の外に分類の せ袖珍抄の せ元禄八年の比
又玄子の撰ならんの人の跡ひとり九月之末す

草菴集類題拾遺 一巻

巻末より百首 高野日記の四十八首國歌十樂
記抄あつめ巻末に二條院讃岐の観應之の
そよ物語集好の歌の部類の附刻す

李花和歌集類題 写本 二巻

李花集八南朝の宗良親王の家集なり今集外の歌
しく集々 勅撰集 南朝五百番歌合撰附す 歌合の
判者宗良親王 歌の部類 の
実説中尾崎雅嘉の説あつむ

芳雲和歌集類題 六巻 一本

以書ハ武者小路儀同三司実陰公の家集なり芳雲乃二字を
称町院の勅号なり巻末に短冊の せるれる宝暦十年六月
後之後実岳と奥ちらるる

芳雲類題 写本 一巻

歌数九十八首同じくしく和歌同じく後に年月詠
すなり甚つたなしなり巻末に百首を附しく文章なのせられ
ず

幸隆類題 一巻

中院通茂公の門人杉井幸隆の家集なり幸隆のいもせ
なる愚向男仕宗杉古今れ雲向谷雨中住未詳記すもの
なり

桂雲集類題 六巻 一本

廣澤の月長孝の家集廣澤輯藻の欠其餘世伝なるこ
乃抽まれ欠しも如手つく乱れすす文明中の乃翁の百回忌に
あたりて有賀長收校正しくと本す巻末に文章和篇なの
す長收假名序那波師曾真字の跋あり○集系な廣澤輯藻
と題す今いるあ桂雲集なるなるこの集乃月の欠
のゆゑ

[illegible]

似雲集類題 一巻

似雲法印八武者小路実陰公の門人にて平生四方に雲遊しく假に
住しなる或八嵯峨或八吉野いなしい八弘川なれ法印なるり叶の
人今西行と称す其詠ま拾いつえてしく年並まに号す二十
巻ありて世にかりり今の詠まの中に秘くこそ世に
ぬしせり

續似雲集類題 写本 二巻

さゝ〻年盃早の中より拾ひ出せり歌ゝ千首うはさぬきこゝびの書二十卷はやゝ拾ひ詠の手柄えしあつめ集ゝ歌集ゝものがたり

和歌雜類

和漢朗詠集

二卷　大納言公任

河海抄ゝ四條大納言八高相加家子がゝ仍ゝ朗詠集抄撰すの時多ゝ相加ゝ他抄入いそゆ罵桑漸忘浮花味摭藻往反之句何の秀發りんやゝ〇十訓抄ゝ小野宮右大臣実資ゝ公任ゝ歌ゝ撰ゝ時朗詠と下卷抄撰て置ゝの厨子よとゝりゝゆゝ書ひきものゝ〇今井似閑万葉緯ゝ近隣よ性宗圓ゝ侯上兵部少丞直行ゝ有ゝ一夕予ゝ勸ゝ和漢朗詠集の和歌抄以ゝ真名書ゝ寫すの予ゝ請ゝ風ゝ叶ひゝ古風ゝ叶ひゝ近世の作ゝ姉ゝ吾ゝ幾本館ゝ八文字抄ゆゝ容易ゝ

ことし文字此二歩よしく一首となす万葉集第十一巻十二巻の
例多し これによりて西峯先生手にいつらうはら和漢朗詠
ハ四條大納言公任卿の作なり和漢才子の詩句を以て採摘して
上下とす和歌ハむかし人書くもつとし江談抄にも見え十訓抄第六
にも見えて今按ずるに西書和歌のうちにはすなはち西峯の後
是よりつきによくいへども今世々その能の下なれて
和歌によりの能ついそぞら其さかむに以て書せんことぐしく不審を
残すの○雅嘉按ずるに西峯の注誤しきところなれども只ずれ
ざあれども信じがたし 故に後も漢句の一をとしるひ
て和文みなをいふずるの作なる東大寺聖人舜乗坊入唐の時歎
長手跡の朗詠をもて唐人育王山の長老以下これを見て感歎
すること限りなし 其中天神の御作春之暮月々之三朝の句
殊に以て褒美す感懐にたへず遂に乞取て育王山の宝蔵に
納むとぞ

和漢朗詠集ノ註　十巻

詩文の註ハ永済和歌の讃ハ北村季吟なり家々の註ハ和歌を会せ給ず
しせうりの名を聴くいまこの書を見ず今覚明の作とり言ふ
かおあて倶に世にとこかりきそのくるゆるに実事歴を記し
てくはしくこの旨趣をさすること○此書覚明の註を祖述して
和漢をくはしく解きあかし永済作れりといへどもよしや○信
阿註の奥書に挙て云 應保元年辛巳十月相扶風病終抽出
之切々耳 永済註ノ奥書ニ云天文十七年戊申三月十六日書写之不審
雖多如本令書写耳 後見人宜為再治而已○寛文十年季吟
漢字の序ありて同十一年上木す

新撰朗詠集　二巻　藤原基俊

公任卿の朗詠集よなかしく同じく詩文なりしも和歌を
採り○按ずるに世に朗詠集と称しく和歌を仰ぐるの
多く公任卿の朗詠と此新撰朗詠とをかしつくりて中の詩

白本採用しける

百寮和歌 写本 一巻 高大夫實無

百寮ハ和歌摂政関白太政大臣左右大臣大中納言等より侍従内舎人博士大中少将按察使大宰帥以後等にいたるまで百寮の官名を題にして詠める百廿餘首の歌なり此作者高大夫實無何人といふことをしらず今群書類従にものせらる

易然集 写本 一巻

寛文十二年壬子冬竟宴に此集よりのするところの詩歌の題ハ文明中ニ林宗東の屏風の画の題にして其数乃題を 孔子 廬山瀑布 楊貴妃 赤壁 陶淵明 黄河 老子 楓橋 唐玄宗 渭濱等多く作者ハ 故水尾院 故西院 近衛基凞公 照光院道晃親王 飛鳥井雅章卿 日野弘資卿 烏丸光雄卿 中院通茂卿 白川雅喬王等 詩の題ハ 一 菅家 芳野山 聖徳太子 天橋立 弘法大師 須磨浦 道風 神泉苑 晴明 武蔵野など多く

五山の僧に作らせられ詩歌めしたまふ易然の題号ハ 故水尾院の勅号なりし東山殿よりかゝり同集ハ江河の詩にいつれも東山殿にかゝりて○按ずるに易然の字ハ孟子離婁篇の下に禹稷顔子易地則皆然といへる語をとりしを題号にしたまひけるにや其詩歌共にみなその題をめしおき地を易てかしこくもなさせたまひしや

文明易然集 写本 一巻

此集ハ文明年中の屏風の詩歌にして作者ハ 故伯耆宗親王 基綱卿 堯運親王 親長卿 雅康卿 其餘のくはしく詩ハ五山の僧に作らしめたまふ七言絶句なり 易然集の号ハ故水尾院のみかど勅せしめたまひしよりにてしたしくめハ文明屏風詩歌と称せしを彼寛文の易然集に題せしく故にかく明易然集と称せしものなるべし

續撰吟抄 写本 六巻 三本

此書はすべて類題の部なり上ごとに明永正の比の歌人
其代の人々れ撰歌百首等抑の中なることなり年月題者等
なきもいまだ百首の題なるもなきもあり撰者の名
はいまの年月歌者詞なかるべけれども此字なき巻末ごとに定めの
中北畠親房卿の奥書なりて歌はいまの院通村公の男なり

一人三臣和歌 写本 二巻

巻首より建武元年三月廿四日勅撰初度の所月次の歌なり
巻末に次第巻末永正五年十二月廿百首の歌なり
此書は一人三臣和歌と称すれども実隆公 西三条
実隆公 なれば 百首なり 仮名序 中院通村公
中なり 撰者 巻首の所月次の歌 今上御製 三
臣之詠進等 抄出之 当時宗匠不過乎此二輩 雅俊卿
古不足歟 世之所推 難比乎此 者乎 依累之畢 此書
なりの今一人三臣なるべし 老来 ハ 姉小路

宝永一人三臣和歌 写本 一巻

宝永二年九月 伝 到和歌作者十四人の中 霊元院 中院通茂
清水谷実業 武者小路実陰 の歌 百首撰

新一人三臣和歌 写本 一巻

後水尾院 西三条実澄公 烏丸資慶 中院通村卿の詠
ありなり

御點取和歌 写本 一巻

萬治年中 寛文年中 伝製 後水尾院 中院通茂公 烏丸資慶 等の合点
添削のもの

御點取和歌 写本 一巻

元文 伝製 烏丸光栄公 西三条公

福田の面上にしるしを添へられて點を朱墨にて以てこれをかきつ

天正五十首和歌　字本　一卷

天正五年親王御方より行く住吉五十首し作者一字名ばかりを書付ハ中院通勝ハ十二人し上者之光院実枝公し添削のこと也

五葉集　字本　二十卷

或八月次集抄と称あしハ山階集と号す　作者ハ冷泉院ハ之条院　白川院　鳥羽院しらく五葉集と号す

書尾張打ち揚盛忠の撰にいつ

花抄　字本　一卷

良守　良春　頓阿　頓宗　周嗣　五人の作句をそなへるそこ

一名五人五百首と号す　一花抄と号す　一花五葉集

惜哉題昭の日本書紀の歌の註今世傳なくすたれ　釋日本紀

宇加之芽ゑ私記ハ引くこれハ註すもの語謬りなくなれ

れず懐賢ものこ雅昭の歌の註ハ尺ざるの釋の中ハ某の曰と

すと倍なくよ密乗の沙つ奥仲ハ日本書紀なくびよ言す

註の歌の註厚顔抄三卷ハ拾す国なく蠶頭なくびよ傷字と

ばくす神代卷の歌六首人皇紀の歌百二十首凡て百三十六

首連歌二首なく

紀　記　歌集　二卷

真淵ハ人諸鳥これハ仮なすと上卷ハ日本紀の歌下卷ハ古事

記のこと歌ばかりハ摘くこれをなくこれ左ハ

ものこれそなびこれ　とをなくこれハ真字をもて

ものこ凡例ハ日本紀ハ記両書ハ　ハ日本紀の方こ

出すこ同じハ首ハ　紀ハ　童謡ハ古伝ハ

甘心しくこれそんな歌ハ傷書もくこ

国立公文書館
National Archives of Japan

ル左に傍書するハ一説として学者の好むところなりとす　下巻ハ
ちなみの歌のミ日本紀に出たる限を出さす○天明八年初秋諸言
これの自序同年八月大江ノ魚足直字の跋あり

日本紀歌ノ解　二巻　字治五十槻

日本紀のうち歌のミ抄出しておのく説をあげ契沖の厚顔抄と
大かたかはらすといへども此書今刻行あり

續日本後紀歌ノ解　一巻　同上

此書の外題に槻の舎主人撰せりとあり寛政十年正月永井
幸直の序あり　万葉集乃考始その時よりうち継き撰述の趣
をふかく書きつめたまひしよしこの續日本後紀の長歌老なき伊勢
の国人田内秀嬬がともに知るところ往事らをしるし得て所人の古
のちろほりの心をとき明めてしることひ板にのせしと云へ
なりとぞいふ○巻のはじめに　續日本後紀第十九　嘉祥二年
三月　天皇 仁明天皇 乃四十の御算を賀して　興福寺の

句の意趣しれがたしといへども此書は凡そ数種を悉く収めたり一に五玉
集とも称すといふ

五玉集　写本　一巻

此五玉集ハ弘長百首の一名なり是作者五人なれば仮に
名づけたるものなるべし　百首部類にも弘長百首と号せれ
ど写本にはまゝかくとなへけるもの多く五玉集とよめり

四玉和歌集　写本　一巻

此書ハ法印□□　法橋紹巴　法橋昌叱　沙弥明心　已上四人の
百首なり　五玉集の例にならひてかくなづけたるなる
へし　明心ハ松永貞徳の法号なり

新古今竟宴和歌　写本　一巻

元慶延喜天慶に日本紀の竟宴ありしを其時ハ紀中の人の名
物を題として和歌を献ぜられしかども日本紀竟宴ノ和歌ハ
國史の部に收む　新古今集竟宴ハ彼日本紀の例にハ非ずして

此集のなかに真名のびし意趣のごとき歌どもかれこれ雑れの中に
收むるよしなし○拾芥抄に新古今抄を引て云元久二年四月被行竟宴
ありし此時まつりの詠進せられし歌也

厚顔抄　写本　三巻　沙門契冲

巻首に日本紀和歌略註としるせり此書ハ契冲 西山公の命に
よりて日本紀の中の和歌童謡等長短百二十七首並にそれに
てしかしびに古事記の歌百七首此中五十一首ハ日本紀ニ出
たれそのほかに五十六首を注したるを献ず日本紀和歌略註
上下古事記和歌略註一巻勒して三巻とす故に厚顔
抄と名づけらし元禄四年八月漢文の自序あり○契冲
門人今井似閑が萬葉緯に云明月記二十九建永二年九月廿日題
昭付家長進日本紀歌註云々望神法橋云々不知其由日本紀
者我朝之國史尤可重若可其沙汰者大臣公卿官外記尤可奉
行歟非法師撰進之仁歟奇也日題昭昇綱所云々今案ずるに

僧徒のなしたりて長歌ハ同じくいはしつ抄註せるものゝしく
いふしつ抄をのこしも先にありて事は伊勢
の國人田内秀真かりありてかけくこれがたより抄つけ
たりみとしともろく萬葉考　今井似閑よりえ人のかけ
萬葉緯とよのよ此歌のうへ抄見しけるをとき考もはくさき註己
いまにろ此書抄みず彼書抄見たまつらしごみとしれ合せて
己々あやしみんハなにけして其○巻末に文明八年八月考終とし
まゆり再考の說ハ上層まされ抄をして寛政三年八月秀真
の跋ありて同六年五月に成す○按ずるに萬葉緯巻第二十に後日
本紀のうち五首日本後紀のうち十二首　續日本後紀のうち三首
なりしびに十九巻の長歌一首三代實録の歌一首抄のせて各
うたにしうとしたり

竹取翁歌解　一巻　同上

萬葉集第十六巻にのせたる歌の註伴子の志は井上安房の

かしあきらかに撰書おくりしを今ハ神主助侑の跋にみえたり○寛政
十一年四月橘経亮乃序あり万葉集の中なる竹取乃翁のうたハ
今の世にいふ竹取ものかたりとハ異にて真淵の翁のほめられし
人ぐもかいつくしきれたりしがかつてきこえさりしをつたへぬと
ころなきよし

撰歌類

三十六人撰　一巻

一名三十六歌仙といふ四條大納言公任卿のえらびたまへる也六条宮具
平親王と和哥の事を論ぜられしよりおこりしに貫
ハ歌仙のうちにすぐれたる人なりとおもはれけるを公任ハ人丸こそとて
やゝしばし論せられしところはなかりしかバ後日
に秀歌十首づゝ撰ミ出してかき合せられしに八首ハ人丸の勝にて
て一首ハ貫之の勝なりしかバ其後はいつれのありしとぞ
ろぞくえらびしに三十六人の秀歌をえらびて左右にわかれと
合せたれバ其趣法浦の代ミあるよりえらびたる

人丸　躬恒　素性法師　猿丸大夫　家持　業平　兼輔
敦忠　公忠　斎宮女御　宗于　清正　興風　是則
小大君　敏行　能宣　兼盛　貫之　伊勢　赤人　遍昭

昭　順　元輔　朝忠　高光　友則　小町　忠岑　頼
基　重之　信明　元真　仲文　忠見　中務　これなり
うたをのせて十首はかりハ五首三首えらひしもあり此うた
たり○愚問賢注にいへるハ此集もよゝにしるされて其れ
いふべきハ経氏新撰ハ公任金玉ニ三十六人哥仙九品和歌をつく○ね
拾遺集序ハいふ公任つくりたりとかの方人あきらめかたい
でこれ其如なることあまり五十首をことにしるす十首の
まり五首しのせたるハあまたせつくせしりこのなり

後六々撰　写本　一巻

刑部卿範兼卿公任の撰にならひて其以後の人をとりて
和泉式部　十首　相模　恵慶法師　赤染衛門　能因
法師　伊勢大輔　曽禰好忠　道命阿闍梨　藤原実
方　六首　藤原公信　平貞文　四首　清原深養父　大江嘉言
藤原道信　藤原相如　増基法師　藤原長能　大江千里

在原元方　輔親　高遠　馬内侍　藤原義孝　紫式部
道綱母　藤原長能　定頼　上東門院中将　兼覧王　三首　在
原棟梁　文屋康秀　藤原忠房　菅原輔昭　大江匡衡　安法
法師　清少納言

新三十六歌仙　一巻

撰者いまだつまびらかならず正元二年中春仮名の序あつて
後鳥羽院　土御門院　順徳院　太上天皇　後嵯峨　六条入道雅成親王
鎌倉宮宗尊親王　入道二品親王道助　式子内親王　後京極摂
政良経公　光明峯寺入道摂政道家公　後久我太政
大臣通光公　冨小路前太政大臣実氏公　鎌倉右大臣実朝公　九条前内大
臣基家公　衣笠前内大臣家良公　慈鎮和尚　前大僧正行意
大納言通具　権中納言定家　八條院高倉　俊成卿女　宮内卿　藻壁
門院少将　権大納言　参議雅経　正三位家隆　従三位家衡
卿　大蔵卿有家朝臣　右大弁光俊朝臣　左京大夫信実朝臣　侍従

隆祐卿 左近衛少将 源親卿 右兵衛督 但馬守 源家長卿 鴨長明 藤原秀能 以上各十首 ※一名秋撰歌十六人歌仙

中古三十六歌仙　一巻

撰者いまぐつまじ　ずこれも左右つづく

はるのはじめ　おゝ中納言定家　はるのはじめ　内大臣　参議雅経　藤原

けいか　はるのはじめ　太政大臣　皇太后宮大夫俊成　寂蓮法師

六条前太政大臣　藤原基俊　源三位頼政　おゝ大僧正慈鎮

法橋顕昭　鴨長明　大蔵つかさ　夏秋つゝ丹波　皇太后宮大

夫俊成女　西行法師　はるのはじめ　源三位頼政　大納言通

具　藤原秀能　式子内親王　崇徳院御製　法性寺入道

太政大臣　二条院讃岐　はるのはじめ　源三位頼政　左近衛

西園寺入道　太政大臣　大納言通具　はるのはじめ　藤原信実朝臣

おゝ中納言定家　源三位頼政　参議雅経　二条院讃岐　右近衛少将

大蔵つかさ　源具親卿　はるのはじめ　藤原秀能　藤原隆祐卿

大納言　小侍従　信実朝臣　家長朝臣　寂蓮法師　後鳥羽院

女房三十六人歌仙　一巻

撰者　詳　応安六年長月上旬　以　中大夫羽林郎　藤

系列代々　小野小町　式子内親王　伊勢　ゆ子内
周防内侍　斎宮女院　皇太后宮大夫俊成女　右近少将季俊女
侍従内侍　坂川　右近将監入道母　宜秋門院丹後　馬内侍
泉陽内侍　越前　赤染衛門　二條院讃岐　和泉式部　小侍従
女藏人左近　北条政子　下野　紫式部　弁内侍　小式部
内侍　伊勢大輔　殷富門院大輔　法印俊言　土御門院小宰相　大
貳三位　八條院三位　会　弁内侍　北條政子　俊言典侍　宮内卿
式乾門院御匣　相模　藻壁門院少将

釋門三十六人歌仙　一卷　勸修寺僧正栄海

貞和二年三月九日　自序　左右衛門督

とのゝ一首　哥一首　奉

達磨和尚　菩提僧正　婆羅門僧正　菩提僧正　大伽藍基
傳教大師　弘法大師　慈覚大師　智證大師　沙弥満誓
僧都玄賓　僧正遍昭　喜撰法師　僧正聖宝　素性法師

空也上人　日藏上人　禪九　性空上人　僧都源信　惠美
法師　法師因法師　良暹法師　律師永觀　登蓮法師　大
僧正行尊　僧正永縁　後惠法師　道因法師　西行法師　大
二條院讃岐　皇太后宮大夫俊成　式部卿宮　寂蓮法師　寂念法師
僧正慈円　皇太后宮大夫　藤原定家　寂蓮法師　寂念法師
北条政子　庚午霜月四日馳筆　一卷　右所写本古歌
委校合了　又以他本校合付了　他本聖徳太子の歌
二人　貞慶　貞慶　睿西上人　律師永觀
又一本　釋教歌仙　栄海僧正　雄神護寺
別本　聖徳僧正　才子　勅院　坂子義集

歌仙　七卷

書古今歌仙　坊間　称す
才一卷　古歌仙　才二卷　中古哥仙　才三卷　新歌仙

才四巻　新女歌仙　才五巻　後女歌仙　才六巻　職人哥仙
才七巻　釋教歌仙

集外歌仙　一巻

平常綱　東野州　津守國冬　浄通尼　公方光俊卿母　宗長
宗碩　月村斎　永閑　能登　正徹　招月庵　正廣　日夜　兼載　猪苗代
道灌　太田　長慶　之母　宗養　政宗　伊達　兼与　猪苗代　玄陳　里村
昌俊　佐川田　尚證　惣社　長浦　東山　宗祇　種玉庵　心敬　比叡山住僧
基佐　板井　肖柏　牡丹花　親當　蜂川　冬康　之母　紹巴　陸奥有　宗牧
玄旨　細川　心前　元就　毛利　氏康　北条　晴信　武田　氏政　北条
氏真　今川　昌叱　里村　政一　小坂　貞徳　道遊斎

奥書云　右歌仙者依東福門院之仰懇望之仰被慰其宸意者也　寛文五年二月下旬　交野内匠頭平之　院内次之　牧令部
野蓮長　被製畫図与各合符矣

職人歌仙　一巻　烏丸光廣卿

医陽　佛　経　鍛冶　番匠　刀磨
井　巫女　盲目　仏師　壁塗　仙擂　筵打
塗物　指物　針磨　珠数引　桂女　大工人　舞人
海士人　具足屋　糸屋　皮屋　徳物屋　鞆屋
筆結　扇屋　彫物　綾屋　笠屋　桶結　鞄打
船人　已上哥一首ハ二首

三十六貝歌仙　字本　一巻

忘貝　すれ貝　梅花貝　ゑび貝　片貝　鮑貝　紫
貝　さざえ　くまでを貝　規貝　蒲貝　馬刀貝　花
貝　瞿麦貝　ほゝ貝　小貝　蛤貝　裏ゑび貝
燒貝　まきの小貝　千種貝　海松貝　松貝　烏貝　雀貝
都貝　宝螺貝　いもや貝　浪間柏貝　うれ貝　塩貝
ひゝ貝　ひせ貝　ゑ貝　池貝　以上　ゑの一首

歌仙金玉抄　二巻

古三十六歌仙の注なり巻首に大意をあらはして一々の哥注を
五種の哥にわかちてさまざまのうけ五体の歌の屏風障子など
かゝれしさまもありてこれらのわかちをときあかせり
ときの世にうけたまはりて元和二年五月洛陽にてかきしるす日
重刊行す

歌仙大和抄　二巻

哥ハ光悦の旨しるさるゝにより作者つまびらかならず元禄九年刻

歌仙拾穂抄　三巻

哥仙の哥の注なり作者詳ならず正徳四年刻

歌仙二葉抄　三巻　岨山春幸

三十六人の伝ハ歌仙伝ならびに哥の注ハ諸書を考へ合せて記す
つまびらかにし延享三年正月自序　侍従子聡叙　正五位下釆女正紀

三十六人歌仙賛歌　写本　一巻　沙門契沖

宗直が冠字の賛あり　延享四年七月刻

三十六歌仙の人々を賛して契沖の詠せしものなり隠士
就重の求によりて下河辺長流書てかきそへられしよし
くはしき事あれどもこれらは其説のまゝにしるしおきぬ
これどもこゝろ得ぬ事多く其外の説をもしるしたし其流の
奥書にみえたり

九品和歌　一巻　大納言公任

古人の歌を浄土の九品に配当して風体の品をわかたれ
たりいはゆる九品とは　上上品　上中品　上下品　中上品
中中品　中下品　下上品　下中品　下下品　○愚問賢注によ
いにしへ此道の末もとよりこの歌をしらしめすべきは伊氏新
撰公任卿の三十六人哥仙九品の哥ならびに十五番の○拾遺抄
序に九のしなのやまとうたをえらひて人をゝしへし

自讃歌　一巻

太上天皇　以下
式子内親王　以下
前大僧正慈円

於大納言通具　俊成　俊成女　宮内卿　有家　定家
家隆　通光　具親　雅経　寂蓮　秀能　西行
ける人ゝ自讃せらるゝをあつめ十首をかゝげたり○光廣卿の耳底記
によろし問自讃哥ハ誰かあつめしとすゞ答られしもしらぬなりと
くれえしひ出されたるにや候あて不論説流にてハ有しぬ
かり其中ハ自讃とある外題をよれたるゆへにし○或の云自讃
哥ハ後人の不審しく去撰の書ならずといへども内府ハ歌に
自讃よりよりたるべしとさだめけりとなし何となれど明月記にはね
後作撰自讃歌十首とありけりや通用之とす

自讃歌註　一巻

宗祇法師の作なり奥書に文明十六年宗祇在判とあり
これの序あや

自讃歌飛鳥井抄　写本　一巻

宗祇のはりをしめしあげくちの次に再び作せり飛鳥井家
よりまでしかりしかのきうころ文明なりしず

自讃歌抄　写本　一巻

東野州平常縁の作なり奥書に

自讃歌管注　写本　一巻　空華菴恵南

かなの自序に云自讃歌ハ後人の不審しく去撰の書ならずと
だといへども撰ひろふよりもあるまじきのことなり
ぐりよ明月記ゑ見ゆかれどもこれ明月中ごしとあらうのと
东常縁宗祇法師の註解もあていとも其多くハ新古今
集の文て歌仙の骨髄とあらず秀逸かれども常に吟誦
して味をふづることなり古註も誤略のことも侍れど
諸人みよびもずること元ふ其情のまでにしとこふま
毎りしまおもすれくらればすると寛保壬戌の春
そこう○恵南ハ忍鎧子ともがうす香道を好みし香道く
らぶ此に著す和歌ハ風早実積との門人なし

歌學類

和歌四式（写本）　四巻

歌経標式（一名續成式）　参議藤原濱成勅撰

喜撰作式　喜撰法師の勅撰なり　撰す

孫姫式　序あり

石見女式　兒安部佐比女作式

山四式の名目は八雲の序に見えたり　今世伝るは四

式佚せり　いひ伝へるは中古より諸家引用ひ

しものかれば　ものかたりの桜ずゝ　ものがたりの桜式の八雲成の千載集の序と宇治

山の僧侶撰といひ　なんずゝ　みゝの御抄

大和ゝの式とつゝ　ゝゝ

八雲御抄　六巻七本　順徳院御撰

詠歌の法式歌学最要のものどもかきあつめまとめて巻ごとに部分の序をはじめ

第一 正義部 六義 序代 短歌 反歌 旋頭 混本
謎諧 折句 当冠 物名 聯歌 連歌 八病 歌合 今様

第二 作法部 歌合 歌会 書様 題 判者 序者
作者 清書 撰集 物語

第三上 枝葉部 天象 四節 地儀 居處 名
同下 木 鳥 獣 虫 魚 人倫 人事 衣食 雑物 異名
木人同名

第四 言語部 世俗言 由備言 料簡言
第五 名所部 山 嶺 杜 林 河 海 社 寺 名

第六 用意部 山巻ごとにすべてをもちひのべ
奥儀抄 寛文元年刻 三巻 四本 藤原清輔

列ぎりひ八巻よりの和歌式百首六十六家集等和歌の奥儀を釋す歌道玉要のもの五家髄脳の一なり法師八雲集の撰者なり俊頼の子孫法師の名なり山書より法師なり前和歌得業生柿本貫撰作名物なり○五家の髄脳八巻の抄より新撰髄脳 俗名 詠因歌枕 俗名 名抄 仲実綺語抄 清輔奥儀抄 四家の髄脳 俗名 名抄 奥儀抄 綺語抄 奥儀抄 童蒙抄 隠歌

巻上 六義 六體 三種作 八不 五句 連句 隠歌 謎詞 四病 七病 八病 物名 古歌 名所

巻之中 拾遺歌 拾遺 万葉 万葉 古今 古今 巻之下 古今 古今 比校 拾遺 自撰

代衣草子 四巻 同上
真字より假字をかきつくし和歌の作法をはじめてもろもの

故実ニ沖の子教ル和歌并詞のさうびこと
南叶の雑談あるものなり

和歌初学抄　四巻　目上

巻之一　春部　花部　月部　あうぎ　ゆこう　物おもひつげ　おしくるめて　古き
詞のやさしうん　ひてなびやうつくしき

巻之一　古歌詞　万葉集の詞を一書より貫二十もいつこと
長短と百五十ばかり物そうひのせうより古今集の詞ろの餘
ね撰抄遺ね抄遺いせ物語ろ和歌抄のれ　ばかりを物あげう

巻之二　由緒詞　秀句　天ゝ七夕八月日星月天系ならの川
のれ　船ゝ　せてハ　帆　櫓　ふね　れハこぐ　さす　うぢのれ　ふか
沖　ばかりにはさあげう　枕詞　似物　あハ　ふ　似　ものの
ひらやよ　ゆくのれらまあげう　必次詞　ものとぐのれし

巻之三　喩来物　くもゝ　ふゝ　ゆき　れれと　ゆゆ　ゆ　毛衣　つる
あ行　すゝ　ゆ　ゆ　ゆ　物名　月さら　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

巻之四　所名　山園系園ゆ并　雞ゆ　万葉集名
隠名　あらみ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

巻之五　両所詠歌　一首　両ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

清輔雑談集　二巻　四冊

袋草紙ハ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

袖抄　二十巻　釋顕昭

太秦の顕昭の作し万葉集古今集ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

歌学に有益のものはあまたあれども此書に用ゆるもの其名のみをいだす八

日本紀　日本紀竟宴　続日本紀　弘仁格　類聚万葉

万葉五巻抄　菅家万葉集　順和名抄　喜撰式　濱成式

伊勢物語　大和物語　神楽譜　肥前国風土記　筑前国風土記

土佐日記　扶桑略記　江記　年中行事　古今目録　帝皇系図

天徳哥合　新撰坤元儀　良玉集　順集　賀茂女集　忠見集

斎宮女御集　古語拾遺　和語抄　奥儀抄　童蒙抄　綺語

抄　下官集抄　後撰　見聞抄　新撰字抄　源氏物語　毛詩

文選　文集 白楽天　四分律　法華義疏　わし

奥書云此袖中抄申出右府所本借他手令書写了此廿巻之内五冊十七巻極蔵源為仲十八巻二十九巻廿巻吉田右兵衛督兼右口卒申て又天文廿二年正月日黄門都護郎

言継しるす　夢あ四年十月上旬す

悦目抄　一巻　藤原基俊

一名和歌心撰集一名更科記ともいへりおほかたはやまと詞のつくはしかたなどこまかなる事どもをしるせりかなのすかたのむかしより伝はれるものなれば用ゆべきもの也さりながら古哥をひき禁忌詞をもしるせり雑談なども記せり奥書云右秘書者愚老以一身才所注之也左京大夫佐基俊在判此次俊成卿女為氏卿の奥書又写之元年二月七日為世卿の起請文あり〇鳥丸資慶卿の跋に此目抄をとくとくはぬるにたとへ〇年山寺がいはく実の此書はみなつかしき悦目抄なり序に万葉の事をかきてありそれをとりてめでたきかたちをもちて古今によりていはなのことし万葉にいはゆる中なかなる事なとも書つけたりとなん

色葉和難抄　写本　十巻

慈鎮和尚の作といひ伝へたりこれの序はいはれたる事どもあるべしとぞ万葉集よりはじめ

めて金葉千載に入るべきなどいろはにつけてこれをつぐ物なれば
これはなどもあつまるべき物なり○書の他者久しく
慈鎮和尚の拾遺集の中に考へ入るべき歌氏が筆にて未定家卿撰しかれども
慈鎮和尚の他にはしい歌の他にはもれたる人
のなりしかども人のあるべきものなり

新撰髓脳　一巻　大納言公任

これは病のなく物語にて物引歌などなどなり物
なりしまつ旋頭歌の物いつ奥ちなる以和歌入道大
納言おもて自筆にて今ある字半花うあ他文奥　奥に該者あれば
多秀

古語深秘抄　十巻

歌学の書十九種物ひつんく刊行す　恵茂一雄の序
ひろ人和歌はもとよりもあせあつまるべきこれあるべきなり

いろはにつけて人よりもせまほしきなり其中に秘
秘すべきなどもてきなりあるべきのなりいた
すけくしんのなり

歌経標式　四巻式は名月なり物也　藤原浜成

喜撰和歌式　孫姫和歌式　石見女式

秘蔵抄　三巻　躬恒作

古今和歌の物　朗詠の物　十二月美名の物　旋頭歌
詠歌の物　事物の物　旋頭歌　草木雑木の部物
なりなりなり物

新撰髓脳　一巻　公任卿

莫傳抄　一巻　俊秋

草木類は美名の物四季雑物なり十二月美名の物

和歌肝要　一巻　俊成

和哥諸体四病八病物語す建保二年永仁四年あの奥ちなる

後鳥羽院御口傳　一巻

和哥の至要ハ七ケ条にわけてかゝれたり 仁治元年十二月教念上人所持の宸筆の本にて書写せられしの奥書あり 又寛元四年の奥書あり

和歌式　一巻　定家

こハうたよむべき心得をしるし 経信 俊頼 顕輔 清輔 基俊 俊成 家隆のうたをあげて証とせり 弘長二年の奥書ある本にハ融覚としるせり 又あるの奥書あり

正風體抄　一巻　同上

千載新勅撰の中より正風体の哥ハ八十首撰出されたり あとに佑房の御自筆の本にて書写せしよし奥書に見えたり

和歌庭訓　一巻　同上

一名毎月抄といふ 巻首に毎月の御百首よしよし拝見せしめ いひおくられし此書ハ定家卿衣笠内大臣のもとへ贈られしよし

建武四年のよし奥書に見えたり 又文明九年三月源通秀の奥書あり

和歌口傳　一巻　家隆

こハ代々名目 譬喩 并題の事などを挙 建久二年大中臣忠光書之

近来風體抄　一巻　良基公

此ちかきよの別をいへり

瑩玉集　一巻　鴨長明

序に風体ハみつあり これをしるしてなづけて瑩玉集といふとあり 次に姿詞心実并詩の六義を論ず

簸河上　一巻　弁入道

そもそもはじめよミ三十一字のおこりをいひ これよりいでたるうたのさまをあげ 新撰髄脳の説なども引て論ぜり 中院通村卿自筆の本にて写せしよし見えたり

八雲口傳　一巻　為家

一名伊勢歌一作と号す　歌仙の手本　九百十作の中　制の初の中
古今抄こゝ中　かゞ抄　せり弘長の比　先人の名　何人作せ抄
の遺編　ちゝ　ある五つの奥ちゝ

ちゝ　一巻　阿佛

奥ちゝ　ちゝ　一帖　者安　五つ　四條口伝　即以　徒自　業　今ちゝ　ちゝ

耕雲口傳　一巻

ちゝ　抄　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ　ちゝ

ちゝ

和歌式　定家卿　　正風体抄　同上　　和歌庭訓　同上
八雲口傳　為家卿　　和歌口傳　家隆　　近来風体　良基公
已上六部各一巻ものよの古語保秘おのゆよんとす

詠歌大概　一巻　定家卿

歌仙詠ずるわけもろもろくはうねの才士の作より
梶井宮の快作祝ようとせるしちなりよりの頃の物より
ろくろく奥より秀歌作大略百餘首とのすとのく他者作
詠歌大概抄　二巻　三本　細川幽齋

玄旨法師はしく奥書ろろ久我亜相はおかの講ずるのし作
ら出ずとうなるこもけるひとかいやせしよるのくふひ
ぐるるしばそ今ろもでてくえ内府実より伊藤松の時
のゆをもおけるようとしかるいおくるけやるるさいろ
め二冊ふかけぬ天正十六年丹后侍従玄旨ろ

未来記　雨中吟　一巻　定家卿

定家卿の今澤恋とのく十首しるめる前和歌得業生柿本貫
勇しり他名とるれり書はは未来記し称やるるんたねは生
ひもじ教と詠するうきすぐれ長るく優しくこ
又やうきさは知こひねばしてたびひすし新らしたく
る詠しもさんすゆ却く邪詠とももるまれはなるぬ詞と
づけはかれぬ名ふまふをるみ近代の秀作とぬすしう
てんかの詞をけるあくとのしの家は庭訓を侵し先
達のとるるもさ秘ろるまもせくめしく秘しよりひ
けるふるよるれ人毎よこれをまかびゆば正風の作とう
かるんるる秘考へたるひくの詠とれるるるるしるる前和
の作業はの他名もするる補のゆ学おるんるるれ正
の他名はぬするるすいるめるしる○雨中吟　十七るれ
家の自詠して奥る正風作はさるる好るるるはんるるる
なるるさ世至るるるるゆるるるるるるるるるるる抑るるる

[illegible]

未来記雨中吟聞書　写本　一巻　松井幸隆

[illegible]

[illegible]

三部抄　四巻　定家卿

詠歌大概　秀歌大略百人一首　未来記雨中吟　以上三部抄　家の風の教　未来記雨中吟の子孫に附録　[illegible]

三部抄の抄　五巻

詠歌大概　上下　百人一首　上下　未来記雨中吟　一巻　[illegible]

三部抄増註　慶安三年刻　十巻　加藤磐齋

宗祇法師の古抄と般若齋の増注なり真仮の説ともに挙げ

和歌七部抄　八巻

詠歌大概　一巻　秀歌大略　二巻　百人一首　二巻　未来記　両中吟　一巻

三体和歌　一巻　結題百首　一巻　定家卿の為川ろくし　承應元年十一月刻

兼元抄　写本　一巻　定家卿

巻首に云く人の口ずさむべきのみにあらずしかれば

おろかなるこころをもいさめ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本の巻　十八件　そもめよ祇園石川の関の方はるを
末の巻　目録なし　名はをずてるる　長柄橋ん　はるの上巻
とかれたる　撰集口伝　懐紙書様のすう　はを合合点のるる
るるで百十ヶ条目録あげる　奥ちるる于時建保五十二月十七日
記之　于　為家卿言為家卿自定家判　又為家卿氏本の奥ちるる
きはる　立花　はるるるるるるるるる

桐火桶　二巻

佐成の名はるるるるるるるるるるるるるるるるる人麿
赤人　行平　業平　貫之　俊信　医房　順　佐枝　弘庵　法師
基俊　佐成　西行　慈円　家隆　仕志枝　之宗　通具
雅俊　秀絵　縫殿　右府　小町　伊勢　萱草　佐成一女
はるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
るるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる

古来風體抄　五巻　俊成卿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

近衛殿の家の風体相違の事ども有り所の歌の事ども
めしあつめ制の詞書ども多し此一巻道に数奇を化し
奥ちかき歌人也慶元年十二月十二日ね普光園院准后判

和歌無底抄　十巻　藤原基俊

一名一子傳　四季雜の歌ばかりを一巻にしたるもの
ぞ所ありげなる歌ども多し後鳥羽の院の
奥書并に定家卿の尾よあり

無名抄　二巻　鴨長明

俊頼基俊の事ども多し其外長明時代の人々雜談
考證すべき事ども多し

竹園抄　一巻

お所の小まちの叟の作り氏物語の一つなり
和歌の事ども也

蒙求和歌　写本　十四巻　二本　源光行

李翰の家求めたる百五十條の故事詞書にて和歌
てこれ詞書にて標題ごとに四季雜の和歌類を配
しとの事なり此の歌ども多し漢祖諸顔より五春の比
にて丁固生松より日の紙詞あり○巻首に落人の自序
なり元久甲子之歳初秋壬申之日朝議大夫源光行とかけり
よりて自序よりそれを扶桑拾葉集
の序のやうなれば

井蛙抄　六巻　頓阿法師

頓阿の説に大内言の世卿の説も詞花集
の国々に考へ合いい人々に雜談あり歌学
家に摸範にて○烏丸資任は撰ぶ井蛙抄
愚問賢注不明なり○光栄の云井蛙抄八二
条家にしるし

井蛙抄脱露　写本　一巻

これを世に流布す利玄井蛙抄雑談の部の末の抄
[illegible]十二ヶ条ぞうせりこと雑談にもとめ勅撰集
[illegible]の[illegible]の世に奥ちる明徳七年三月
日法印[illegible]判[illegible]

愚問賢注　一巻

按普光園院次良基公和哥の[illegible]不審の條
[illegible]頓阿法師[illegible]批判[illegible]
[illegible]書[illegible]
愚問賢注は頓阿の[illegible]世の[illegible]
[illegible]良基公の問賢注は頓阿の[illegible]
[illegible]二条家の[illegible]
巻末に頓阿の[illegible]
半之春[illegible]五湖釣翁[illegible]これは良基公の他名し○耳底
記[illegible]十帖抄愚問賢注[illegible]流布[illegible]世[illegible]

愚問賢注六窓抄　五巻　松井幸隆

幸隆の[illegible]六窓抄[illegible]
諸書[illegible]
[illegible]
[illegible]達人の用[illegible]未練の[illegible]
[illegible]
[illegible]光人梶井[illegible]慈[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

上巻　百二十七ヶ条　才二詠歌諸作　才二取歌欲詠作　才三
虚字言葉　才四実字言葉
下巻　五十八ヶ条　才五有由備歌　要古今一条袋綴市俗也
市自筆　才一書字　才二代度寛永四年刊

續歌林良材集　二巻　河邊長流

永[illegible]一条袋綴市自筆材集歌之[illegible]田備[illegible]
[illegible]万葉集目録紀[illegible]
[illegible]何[illegible]諸書より考[illegible]
坊間の本一名和字秘密抄[illegible]標[illegible]

言塵集　七巻　今川了俊

巻之一　序巻　立春　門松　若菜　若水　氷様　腹赤　國栖
子日　卯杖　市薪　白馬　市斎令　賜射　おの[illegible]
巻之二　初の[illegible]　万葉[illegible]
巻之三　初乃[illegible]　巻之四　初の[illegible]
巻之五　[illegible]
巻之六　初の[illegible]　初の[illegible]
巻之七　初乃[illegible]　懐紙の[illegible]　連[illegible]
一[illegible]

[illegible]

藻鹽草　二十卷　月村齋宗碩

[illegible]

一天象　二時節付方　三地儀　四山類　五水邊　六居所
七國世界　八草部　九木部　十鳥類　十一獸類　十二魚部
十三奥部　十四氣形部　十五人倫并異名　十六人事部
十七人事雜物并調度部　十八衣類部　十九食物部　二十詞部

續藻鹽草　字本　十卷

宗長のりは[illegible]部[illegible]万葉集の句ばかり
[illegible]

東野州聞書　一卷五本

東左近大夫平常縁徽書記　[illegible]

幽齋聞書　二卷

[illegible]細川玄旨法師和歌傳授
家傳の備覽[illegible]家[illegible]佐方吉右衛門法名宗佐筆録[illegible]
冊子なり宗佐和哥の師匠の切あり[illegible]
[illegible]書巻[illegible]宗佐の序[illegible]
奥に[illegible]の二冊[illegible]

徽物語　二卷

心徹ハ法厳和尚〻〻〻〻東福寺の書記なり〻〻〻〻徹士化〻
称す定家〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻書ハ心徹〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

万葉集已抜けるを一ふしあるべきもの歟

いろはの古歌あつめ注釈　十巻　右座右

集両冊昌琢老の所被書也和歌之秘訣此道之至宝

不可出窓外者也今以両本令校合早　花雲軒

耳底記　一巻

細川玄清法師の作歟烏丸光廣卿の作歟未詳

○資業卿口授　耳底記宝の書なり光廣卿

の叶の字なり　一説叶の字なり　一説叶の字

の叶いがたし　一説叶の字の叶いがたし

抜よりこれを抜　抜よりこれを抜

春雨抄　十巻　二十本　鱸重常

和字連歌古の詞いろはにて連歌者流の

書なり連歌者流のかれ歌句

多くの世に流布せり　の種氏京都の住人

林道春

和歌題林抄　二巻

四季恋雑の題のもとに和歌を

書　注釈の仕なり

書体同仕なり

種心秘要抄の序なり

春夏秋冬の部　恋雑の部

歌者よりて部のもとに注釈

増補和歌題林抄　十一巻

書ハ二巻の歌林抄よりも歌

題林抄ハ歌の注釈

の真名序なり

掌中題林抄　一巻　尾崎雅嘉

此書ハ和歌の題林抄ニ和歌の名所を注し侍せしめ侍ら
せ給ふ事ハ下ハ[illegible]あつめ侍ら[illegible]

種心秘要抄　字本　八巻

此書ハ[illegible]

百題拾葉　八巻

上ハ載ふ[illegible]

古今類句　三十四巻　山本春心

二十一代集伊勢物語大和物語源氏物語狭衣家系[illegible]

新和歌類句集　字本　百巻

一名五句類句と号す　此書ハ二十一代集の[illegible]

字抄　字本　一巻

此書ハ[illegible]

字抄　字本　二巻

天地山海より[illegible]

[illegible]

夫木抄類句　写本　三十巻

夫木抄のくゝに春ゝの部の例しあつめゝ

草菴集類句　四巻

これ春ゝの部のじゝ草庵集にもとゝ才四句

[illegible]

五句類葉集　三巻　松枝子春

二十一代集と家集と和歌体伝と源氏物語と猿丸ホの子れ五句のか

[illegible]

類葉和歌集　六巻

[illegible]

藏玉和歌集　一巻

[illegible]

吳竹集　十巻

[illegible]

吳竹集小刻　二巻

[illegible]

やまと歌草　二巻　河瀬菅雄

いろはかるたの序　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和歌寄書　六巻

一名歌道人物志　[illegible]人丸[illegible]人代々[illegible]

[illegible]

詠歌大事　字本　五巻

廣澤の長者[illegible]人風觀齋長雅八代[illegible]

[illegible]

題讀曲切紙　字本　一巻

四季恋雜の[illegible]八通の切紙[illegible]

[illegible]

[illegible]

皇統尊譜等讀曲切紙　字本　一巻

[illegible]書ハ神武天皇[illegible]親町[illegible]

[illegible]

人名[illegible]

[illegible]

姉小路式　字本　一巻

和字にて仮名を以て作られし書なり　右條〻千金莫傳なり一名なしでハ中ずべし

元亀元年庚午菊月廿五日　作者未刑部少輔原信秀生

刊　龍本寺殿姉小路内侍代〻　源惠○才二者より才十三者迄

〻〻〻

津院通親卿の門人村井世俊の著作せる歌学の書

渓雲院と通親公のはなし

歌林飛彈工　写本　一巻

通親公の歌の模範にせんとの意なり

詞林拾葉　写本　一巻

此書は武者小路実陸卿の門人仰木信の著作なり

仰木の説によれば武者小路実陸卿の門人仰木信の著作なり

聽玉集　写本　一巻

烏丸光栄公の門人某の著作なり近體の模範にせんとの意なり

梨本集　一巻五本　梨木茂睡

近體の模範にせんとの意なり

和歌伊勢海　三巻

仮名書にて歌学の書なり

仮名字　和漢詩歌合　三曙之夕の歌　彫刻丹雅章　古今集外歌仙

才子の老ゝハ　俳諧相伴友　三紙経冊書法　柳葉経冊

の十図　扇風掛る紙の法　ゆとりの奥ちつゝ　十巻の奥ちつゝ

天和十年八月　俳諧兼傳

渚の玉　五巻

これ作りかゝ　ひろいつゝ　法のもり　もとの俳諧ふるしゝ　家ゝ代集秀歌　ゆれ　わ

ゝ　三諦　七喩　十如是　二十八ふのゝ　いろは四十七　掛字合

曙々の暮　百首　大社　俳諧一ふの　ふのゝ　宝ふ四季刻

鴨の羽掻　三巻

此書ハ　三體　三夕　四季　四隅　五行　五色　八景　十如是

十二月花　廿一代集巻　巻軸歌　九十賀　ゆ　ね

法オ　ゝ　ゝ　ゝ

[illegible]

和歌乘槎抄　二巻

[illegible]

和歌八重垣　七巻　有賀長伯

[illegible]

千載歌二葉草　七巻　同上

四季・恋・雜の部分類し、近體の詠歌を部類せり

初学和歌式　七巻　同上

巻之一　[illegible]

巻之二　[illegible]

巻之三　四季・恋・雜の部分類し、[illegible]

巻之五　[illegible]　兼題當座[illegible]

四巻の末に巻の七まで[illegible]集句[illegible]

巻之七　[illegible]の句備はの[illegible]　心[illegible]月上木す

濱[illegible]　二巻　同上

四季・恋・雜各巻[illegible]

和歌分類　七巻　同上

天象　地儀　草木　獸　草木ハ近作ハ近代ノ人ノ作ナレトモ古人ノ作ニ準シテ作ル者ヲモ載セリ

歌林雜木抄　六卷　同上

四季恋の題部ヲ立テ其ノ題ノ下ニ古作ノ歌ヲ載ス四季恋ノ題ヲ書ス四季恋ノ題ヲ書ス雜ノ題ノ下ニハ雜ノ題ノ下ニ書ス

和歌麓の塵　三卷　同上

此書ハ四季恋雜の題ヲ分ケ記シ其題ノ下ニ古今集ノ中ヲ抜テ作ル歌ヲ載ス

雜の部ノ作ハ二首ノ作ヲ載ス

寛政十二年上木ス

和歌道ヲ学ブ者ノ業雅讀方　一卷

和歌ノ道ヲ学ブ者ノ四季恋雜の題ノ下ニ古今集ノ中ヲ抜テ作ル歌ヲ載ス小歌の題ノ下ニ四季恋雜の題ノ下ニ古今集ノ中ヲ抜テ作ル歌ヲ載ス

大梅祖作也累祖雅親ノ法名業雅　奉仕進物物也　右不可有外見可秘

増補和歌道ヲ学ブ者ノ業雅の道ヲ問フ　九卷　四本　河瀬菅雄

歌ヲ学ブ者ノ為ニ補ヒ今作の考業ヲ載ス

方寸考　制初　才八卷以下　名不の部し　目録の次

歌道の作法　世ヲ忘レ名ヲ捨テ人ヲ恋ヒ名不ヲ付ル者ヲ作ル者ヲ作ル

小付并ニ[illegible]

[illegible]

酔[illegible]河流茂雅自序ナリ

てにをは大概抄　一巻

てにはとは[illegible]

[illegible]

海ゆゑ[illegible]

寛永二年刻

和歌童蒙抄　一巻

[illegible]

五音の図ハ[illegible]竪横の相通ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

本居宣長

言葉の玉の緒　七巻　目上

[illegible]

[illegible]

海ゆゑ[illegible]

玉ノ緒

此書ハ二十一代集一巻ハ近體のうれ目のいやもれてて

[illegible]

此書ハ武陽の隠士[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和歌實踐集　五巻　同上

二十一代集のうち詞花集四季恋雜の部よりてあつめ[illegible]

[illegible]

濱ぢ　一巻

天象　家ず　方位　地儀　居所　同上

器用　ホー部　[illegible]　草木　[illegible]　獣　人

和歌玉柏　二巻　度會常夏

二条家和歌[illegible]故実[illegible]

異名分類抄　四巻　入江昌喜

天　時節　居所　器財　衣食　奥貝　鳥獣　虫　地

神祇　人倫　草木　[illegible]

[illegible]

歌意考　一巻　賀茂真淵

書ハ上代のうたすがたのすれるを[illegible]

初のづく万葉集のうち古今集乃ち和歌部類ばかりつまびらかにつき書ハ万葉集古今集そして拾遺系統系とも一ちうハ人ごとの法ち古今六帖ハ人ごとの人協力ちそ鎌倉右大臣集ホのうけ貞伸ちうちかなり和も捧じて
ちうハ人ごとの人古ちれちうしめ〳〵今律俗式ホのちそ
まちつくるべきもの

ふるとばみ　一巻　小澤芳菴

れいとうく初ちうゆうれちうく
しるのうけうれ作ちゆうれちうく
ちなし　次ちう　ホちう　五りうちうく例　りうの
の初ちう二句三句四句五句初ちうく一ちうのちうちう
行ちはうれちうしホのうく作ちう寛政五年三月刻

明題部類抄　七巻

和寺但題の書ちうく千首ちうちそ五十首十首五ちそ

一首名れ部ちうちそれ初ちうく法補一字お部ちうく
折ちうくちのうれちう月部者の名初ちうちうちうハ古く
摂伸家ちうちうひれちうちうく烏丸資光ちうの内ちう後ち
いうく部ちう明部類ちう部ちうの法ちうもうの出ちうあの通ちう
ちうちうく

増補和歌明題部類　二巻　尾崎雅嘉

此書ハ原ホ明部和歌おれあちうれちうちうれ
様ちうちうちうれ用ホ作ホちうハ貞ホのけまでれ但部
と奉ちうれちうちうれ今書ハ建久おばの部ホのホ
ちうれちうちうれ備書ち考ちうれ部ちうれちうれ
宝徳文明天和寛ホのけちう享保延享宝暦明和匡
く當時ちうけちうすぐ公宴序今諸系内今ちう月ひら通ちう
但部ちうひら考ちうあちうちうちうの年月日部者ホ部
ちうちうけちうれちうちうれちうちうれちうちうれちうちうれ

二首歌三首題五首七首十首十二首十五首廿首三十首
ひハ四十七首ホ次ヨ五十首ヨリ百首ヨ百六十首七百首千首
小ハ〻ヨリ〻ヨ〻四季ヨ法賀〻〻ヨリ〻用ゆべき組歌
ヨ〻〻ヨ〻ヨ〻ヨ

此組歌集何人の撰なるかを知らず一首連歌二三首五七首十首二十首百首などいろいろの歌をとりあつめて名序の用ゐ侍りし附録の名和考を國しれ名和あげくゝ今すでに系図知らせり

和歌題辭要解　一巻　伴蒿蹊

四季恋雜の部の解しやすくかの奉るものゝ部にしるせるの部のところ部部あしの部部

枕詞燭明抄　三巻　下河邊長流

此書作者の名知らざるも安沖の萬葉代面記總釋のゆゑ此書のゆゑ長流の作なるべし萬葉集時代ゆゑ古語多し

冠辭考　十巻　賀茂真淵

真淵ハ枕詞ゆゑ自序あれども冠辭考ゆゑ此書五音五十字仰以くゆゑ考へ考へ考へ

書も五音五十字ゆゑ[illegible]

[illegible]此人の著述の詞は大抵[illegible]

枕詞補註　二巻

尾崎雅嘉

此書原本二巻枕詞号[illegible]西三条通遍院実隆公の作なる[illegible]

[illegible]

巻首の自序の附す寛政十年上木す

詩文類

懷風藻　一卷　二本　淡海三船

皇統紀に懷風藻集の撰輿に千撰者の名を記せり漢文の自序あり淡海乃船の平都宮に暨ぶまで凡一百二十篇勒して一卷となす作者六十四人其の姓名を題し并せて爵里を敍して篇首に冠らしむ時に天平勝宝三年辛卯十一月○作者八卷首に大友皇子二首　河島皇子一首　大津皇子四首　かくれしかしこの次すなはち天武天皇三首　紀朝臣古麻呂二首　釋辨正大宝年中の作　大伴旅人　下毛野朝臣麻呂詩序等は卷末に葛井連廣成の記せる○目録の註に器以時代相次不尊卑等級とあり奥書に長久二年冬十一月文章生惟宗廣言云々　又康和元年の比蓮華王院宝藏の中に撰出す云々○此の撰者大友皇子の子孫淡海氏船なり云々　弘文院林氏の辨に云へり

刊本ハ天和四年山脇重顕の跋ナリ○按スルニ古今和歌集の真字序ハ大津皇子ノ作ナリトイヘリ詩賦ノ作ナリトイヘリ詩人才子風と称シ麈ニ倣フ云々日本の詩賦ハ大津の皇子ヨリ始マル云々今此集ノ序ハ大津皇子ノ作ナリ先ハ大友皇子の詩二首河のせゝらぎ云々皇子の詩賦ハ大友皇子ヨリ始マル云々

文華秀麗集 写本 一巻

撰者ハ淳和天皇ノ勅命ニ依テ編ス所ノ詩文ハ多クハ古今ノ作ナリ○此書ハ六巻ナリシカトモ今ハ五巻ノミ存ス

経国集 写本 六巻

此書ハ二十巻ナリシカトモ良岑安世滋野貞主等ノ撰ス今存スル所ハ目録ノ中ニ巻ノ目録ノ左ニ奉

巻第一 賦 太上天皇春江賦ヨリ 滋野朝臣貞主重陽節神泉苑賦秋可哀應製ニシテ十七首

巻第十 詩九 樂府 太上天皇塞下曲ヨリ 惟春道賦得深山寺應太上天皇御製ニシテ五十九首

巻第十一 詩十 雜詠 平城天皇詠殿前梅ヨリ 文章生従八位下藤原朝臣令緒早春途中ニシテ五十六首

巻第十二 詩十二 雜詠二 太上天皇雜言九日翫菊花篇ヨリ 伊永氏五言冬日友人田家被酒ニシテ四十四首

巻第十四 詩十三 雜詠四 野岑守五言奉詠天ヨリ 滋貞主五言遥和播州淨長史丹治中得絮柳請植左大將軍閑院之作ニシテ四十九首

巻第二十 策下 駿河介正六位上紀朝臣真象の對策ハ文ヨリ大神直毘磨の對策ニシテ二十六首

○第一巻の奥書ニ曰康永癸未之歳初秋上旬之候於函嶠為祖技雖言之點書之誤尚以有疑此書蓮華王院宝藏之本也近古以来無握翫之人金玉之聲久埋塵埃之底巻軸多ク紛失取遺僅上

帙二卷 第一第十 下帙五卷 十二十三十四 二十一 乞上古之篇什興味
尤深仍軸〻相分書寫之畢○按十〻よ此書ちるよりて殘缺七卷
なれども今〻オ二十一卷ゆ〻〻〻

怠状　祭文　願文　其餘諸體ハ及ベ了作者ハ菅三品　源英明　紀齊名　源順　前中書王　江以言　朝綱　村上天皇　橘在列　清原真友　慶保胤　後江相公　巨為時　都良香　善相公　澄相公　藤春海　菅淳茂　統理平　藤博文　橘直韓　江匡衡　紀淑信　藤惟貞　江挙周　高五常　平兼盛　藤篤茂　藤倫寧　文屋如心　源為憲　藤冬副　野相公　藤氏宗　藤原時平　都在中　野美材　藤惟成　菅雅規　紀在昌　高積善　橘正通　田達音　菅輔昭　高相如　源相規　藤雅材　紀淑望　紀貫之　戸部齊信　源道濟　藤行葛　僧寂照　其餘和人ハ　○今ハ列ル正保年中洛陽西洞慶士松永昌易儲家の訓点ハ参考ニ　拔難ニ　列ル寛永己巳仲冬羅山道春の序ハ　これ　の活板の序し　○此書の抜者藤原明衡ハ勘解由次官兼出雲太守　　南家乃儒者し

續本朝文粹　写本　十三巻　藤原季綱

明衡の本朝文粹ハ　ねのよ　あつ　式部大輔敦光の抑本人麻呂賛并序も此書　の　○東見記　　續文粹ハ十四巻　　今十三巻ハ　　

朝野群載　写本　二十三巻　三善為康

自序　　多集　又故之體以為知新之助　部類成之十巻号曰朝野群載時永久三暦丙申之年善家儒為康拙之　　○此書ハ　　文粹　類　　官府　　又ハ　　又雜文の中　　田地賣買券　　遊女の賦　　の遊女の名ハ　　ハ他者の名ハ　　ハ他者ハ　　の中書王　源順　大江匡衡　明衡　江佐國　以言　匡房　源経信　菅原輔正等し　　康　　の文　　○此書古き書目ハ　　八三十巻　　今の中八十八十九　二十三　二十四　二十五　二十九　三十　已上七巻闕　　○　　の抜者之名ハ康ハ崇拯帝の保延五年八月四日　　卒す

都氏文集　写本　一巻

都良香の文集かり富士記と申書中にて〻〻○菅公かくの時良香はかり〻〻

菅家文草　十二卷

菅原贈太政大臣道真公の詩文集かり　才一卷より才六卷までハ詩かり　才七卷より才十二卷までハ文かり　奥書に云文永元年八月八日進北野廟院　寛文三年丁未六月洛陽後学慮菴福春洞跋　又元禄十三年水戸府中村顧言校訂菅家文草の跋に云　我水戸西山公篤好学士每以印本文草訛闕間多徒〻有不可解者為遺憾之之獲善本於其所欲廣于世乃命聽制剛氏校訂登梓於是填其闕正其訛云〻　如其後草絶而僅有嚮搜京師鎌倉得後草二部亦乗坊向以資校讎云〻○按ずに御室書目詩家の部菅家文集三帖　又菅家文草十二卷云〻　菅家文集八銀勝朝律の後に載せり共に是善卿撰云〻

菅家後草　一卷

此後草は菅公太宰府に配せられしときの作なり○林道春の本朝神社考に曰平生所詠和歌曰菅家御集其詩文曰菅家文草其在宰府所著詩文曰菅家後集○註曰御集一卷文草十二卷後集三卷又別有菅家日記○扶桑略記曰昌泰三年庚申八月十五日右大臣菅原朝臣上状奏進家集二十八卷○菅原陳経が菅家御傳に曰昌泰三年八月十六日献上家集合廿八卷○註曰祖父清公菅原家集六卷親父是善菅相公集十卷道真菅家文草十二卷○按ずに菅家文集十三卷云〻とあるこれハ中集十二卷なるハ別合せたるものなるべし　林子の說なるハ其三卷云〻とあるこれを今件の一卷ハ其残缺なるか今列中ハ黒川道祐の說〻

三教指歸　三卷　一本　釋空海

三教ハ釋氏李氏老子　孔氏なり指歸ハ〻〻卷首に自序云〻聖者駆人教網之種所謂釋李孔雖浅深有隔並皆聖說若入

一羅何乖忠孝ニ延暦十六年臘月之一日也

巻上　亀毛先生論　巻中　虚亡隠士論　巻下　假名乞児論

○刊本再板ニ称ス　元禄十年河州高安郡獅子吼山教興寺蓋

勢連體の跋ニ○大師遺誡ニ日年甫ク十二ニシテ外舅朝散

大夫阿刀大足世典ニ教ヘ文翰ニ学ブ十八ニシテ大学ニ入

ク直講味酒浄成ニ就ク毛詩左傳尚書ニ聽復左氏春秋ニ岡田

乃博士ニ向遂ニ九流ニ博ク経史ニ瞻ル志ル心専仏経ニ

在ル之ヨリ此論之巻ニ作ル近士ニ成ル魚空ニ稱ス

寂寞ニ及ク泉州槙尾山寺ニ投ク勤操ニ受ク羅漢ニ沙弥の

十戒ニ受ク七十二の威儀ニ学ビ名ニ教海ニ問フ也ハ復如空

ニ後ヒ

三教指歸覺明註　七巻

江府愛宕沙門運敞ノ教指帰註刪補の序ニ先ニ花文部敦

光及成安ノ注解ニ採ル其ノ二家ニ采輯ニ合

セ

一部ニ十ニ

三教指歸註刪補　七巻　沙門運敞

萬治己亥二月運敞自序ニ覚明注集メ文成ル尚ヘ

乃釋ニ補ス洋悉ニ世ニ○此運敞の註ハ舊註ニ刪ル

ニ此書成テ輩ニ指帰ニ訓ス謙ル入唐の見聞

ヘ学士某ニ示ス某褒賞ニ之教指帰ニ改メ明擴ニ

明擴ニ○奥書ニ明暦丁酉年冬十月初七夜半閣ニ於武

城愛宕靜慮堂東軒ニ運敞　又武州葵邑三学教院住持隆敞の跋

ニ寛文三年春刊行ス

文鏡秘府論　六巻　釋空海

詩式文体ニ倣ヒ声韻の分ニ注句ニ分ル

自序ニ金剛峯寺禅念沙門庵照金剛撰ル

巻一　天　調四聲譜　巻二　地　論體勢等

巻三 東 論對　巻四 南 論文意
巻五 西 論病　巻六 北 論對屬

性靈集　十巻　同上

弘法大師の詩文集なり大師の上足高雄の真濟これを編ず此書
毎巻の首に遍照發揮性靈集と題せり真濟の序に西山禪念
沙門真濟撰集とあり

第一 詩　第二 文　巻首に性靈集文筆私抄三印融記とあり
第三 詩　第四 文　第五 第六 第七 文
第八 文　巻首に統遍照發揮性靈集補闕抄とあり
第九 文　第十 文并に詩に載る十韻詩九相詩等此巻中に
あり

性靈集鈔　十七巻　沙門運敞

本集の註なり又十二巻の鈔にて作者とつまびらかせず

濟北集　二十巻　虎関禪師

東福寺虎関禪師の詩文集なり○紀年録に師諱八師錄自虎関
と號す姓は藤氏洛陽の人なり父者左金吾校尉母者源氏皆賢行
ありて五子を生師は其三なり○按ずるに虎関褒ず贈略相同
なるべし―八は二条院の嘉元四年なり又元亨釋書の巻末に大日
本國平安城濟北大沙門虎関禪師譔とあり

寂室録　二巻　沙門寂室

江州永源寺開山玄光寂室の集なり寂室は南禪寺佛燈の嗣法
の弟子なり南遊―に元の中峯國師端元叟茂苑林澄清拙等
の名衲に參扣せり元に入りて五六年永源に招く示寂す七十八歳
なり文龍建仁の徽命恢諱―拈燙恢甘―名僧なり虎関
推特恢の二條良基公なり此筆跡恢褒賞す

梅花無盡藏　四巻　漆桶萬里

字本
万里の詩集なり多く自註ありその中に光國恢の註もあり
新字手筒とあり○梅花無盡藏は万里の別号なり

[illegible]集の[illegible]
[illegible]
醫書と梅花魚盡藏之卷ハ甲斐徳本の著すところなり因名
ハ以くハ書と混ずべからず

帳中香　二十一卷五十本　同上

山谷詩集のおしなべてハ活板にて本集二十卷序一卷海
卷の行ハ梅花魚盡藏漆桶萬里編ハ[illegible]
[illegible]本の國ハのせ[illegible]○前龍山江介周鏡の序ハ江左漆桶道人
萬里博渉群書尚友古人暇日把此集以ニ傳写十翼写仍名以帳
中香曰青龍樹鷲爭[illegible]而[illegible]其宗趣也吾亦鷲此集而徹其奥
也後来学者鷲之必領其上旨也判然灼然陸放翁氏所謂吾國
以香為佛事ニ者是非虚發是以名焉ニ○鐵船の跋ハ梅花
魚盡藏萬里老人講稼黄西家之詩集於棘隱軒而作鈔日久
矣[illegible]曰天下白白帳中香其鈔之至精也能決人之狐疑[illegible]為世

之亀鏡盂取義於雪堂之雪香厳之香乎云ニ○又明應八年己未
五月萬里自跋ハ○本書の巻尾ハ必徳元年萬里山谷ハ祭ニ
詞ハ河入海　四　百卷

東坡詩集のおかり建長寺の住笑雪子法座主ハ[illegible]ハ集ハ[illegible]
活字なり○東見記ニ曰四河入海ハ大岳の翰苑遺芳　江西の天馬
玉津沫　瑞溪の腔説　一万里の天下白ハ四部合なり此外ニ翰苑餞
藁ハ[illegible]一万里の天下白ハ他ハ[illegible]何ハ[illegible]
[illegible]眠ハ[illegible]雪降ハ[illegible]是ハ[illegible]天下白ハ[illegible]
且東坡夢雪ハ[illegible]ハ[illegible]て杜子美ハ句の越女天下
白ハ[illegible]

翰林葫蘆集　字本　一卷

此書ハ禅僧宜竹ハ詩集なり宜竹ハ明應の比の人なり

半陶稿　六卷

相國寺法住院の彦龍藏主周崗の集なり彦龍ハ深草の陶一の子横川和尚の弟子にして叢林の英秀なり四六の文にかうこと十四歳にして寂す猶宜竹軒景徐ハ序をつくしうなり

彭叔和尚録写本　一巻

南禪寺の前住東福寺の見住彭叔守仙の詩偈文章の集なり天文年中の作なり聚分韵の鼓北野天神の贊并序等なり

天神の贊并序は渡唐天神の像のものなり

宗休和尚録写本　一巻

妙心寺宗休和尚の詩文集なり永心天文の比の著述なり西賛追悼及び當時諸侯の香語等の作も多し

狂雲集　二巻

一休和尚の詩集なり和尚名ハ宗純別に狂雲子と号すなり此集の名なり

本朝一人一首　十巻　五本

萬治の比の林氏の撰なり大友皇子より始めて中古迄世諸名家三百餘人の詩なり一首撰ひの世なり禪僧の詩も慶高羅山の作ハ入れ撰の世なり作者の世系撰なり

本朝百人一詩　一巻

林道春の撰なり百人と云へり一首撰ひ別に百人一詩撰ひ明暦元年命撰なり道春春齋春徳これ撰す其書ハ漢魏六朝唐宋の名家百人の詩と撰ひ定家の百人一首を模す○辨疑書目録に曰予往年古代の書写本に本朝百人一詩の一本撰ひ其詩ハ道春の編撰板本に曰ひ云へども異書なり此百人一詩ハ御所方の屏風に有り撰取集めなり編むと撰ひ作者ハ小補撰と書すなり作者いづれ撰是議者の指南撰候へ

本朝詩英　五巻三本　野間三竹

上天子より下群臣まで常體なるこれを集む弘文院林氏坊洞友元亦の序あり

惺窩文集　八巻　藤原肅

菅原斎字敏夫惺窩先生の詩文集なり先生は定家卿の苗裔なり播州細川の生まれ幼にして頴悟人に異なりしが龍野の昊東明の弟子となりて名は宗碧と号す後洛の相國寺に住して舜首座と稱しなほ仏教を学院と号すなりしが博識の名ありて三十歳の頃仏教を看破して儒門に入り性理の書を讀明朝に入んと欲して風濤を凌ぎ鬼界島に漂着す歌集に目を遊ばせる鬼の島根にあれども山の色はなべて遂にこころざしはたがはず洛北市原村に隠居して北肉山人と号す○此書は集五巻は門人林道春これを編し後集三巻は菅玄同これを編す門人の意の序林永喜の跋あり○僧集の末に門人哀悼の詩を附す又惺窩和歌集一巻を附刻す長嘯道春等の贈答あり

同　十巻

此一本は惺窩先生の男冷泉羽林為景朝臣の編集すなりし慶安四年後光明帝御製の序あり○按ずるに後光明帝程朱の学を好ませ給ひ五山國を近世儒学を興す没後に名ありしものを一つも程朱の学を唱へしこと無き沈惺窩の力なりきはまりなれども沈稱すべきなり惺窩文集に序製の序あるにもかかわらず室鳩巣の逸話にて序なしとあり

羅山文集　百五十五巻　六十本

林道春の詩文集なり　文集七十五巻　詩集七十五巻　文集目録一巻　詩集目録二巻　附録二巻　共に六十本なり　男春齋春

徳これが編集す○幸島宗意の和板書籍考に曰羅山文集日本第一の大部の文集なり朝鮮の前秋潭日本之文章以羅山為第一といひしハ謂ひなきにあらず古今獨歩のものと

なり世上に詩文ともに取捨はなきもの評議はなきもの多しかれども

の身にしてハ父の片言隻字も漏すまじのうらさもなべて

凡例に文粋詩選後世博雅者に学士のもとられて以て其心ばせ察すべきものなり

梅洞集　四十巻　林春信

弘文院学士の嫡子春信の詩文集なり　自撰詩集十巻　文集十巻　續詩集二十巻　共に四十巻にして竹洞友元の序なり○春信一名懿字ハ孟著梅洞と号し又勉亭と称す幼にして神童寺材の誉ありて二十四歳にして卒す此集詩文ともに梅洞の自撰なり續詩集ハ弟春常これを編集す春常一名懿字ハ直民懿字と號す

讀耕全集　二十巻　林春德

羅山の次子讀耕齋春德の詩文集なり春德一名ハ靖字ハ彦復なりしハ讀耕林子と稱す

活所遺稿　十巻　那波道圓

那波道圓の詩文集なり其長子祐生木菴字之亨編集す門人容軒惟恕の序なり活所播州姫路の人なり初醫術を半井氏に学ぶしかるに棄て惺窩の門に入程朱の学を聞惺窩門人の中にて其名ありて顯なりて肥後侯に仕へ老ては紀藩に歴仕すつ者ハ行状を附す其作者門人奥田松菴なり

老圃堂詩集　三巻　那波木菴

道圓の嗣子木菴の詩集なり木菴名ハ守之字ハ元成父の業を継く紀藩に仕ふ

覆瓿集　三巻　石川丈山

石川丈山の詩集なり丈山名ハ四六に山人と号す老後に叡山の麓

一無寺村に隠居して詩仙堂を営む

覆醬集頭書　三卷　野間三竹

三竹字八子苞静軒と号す　松永昌三の門人にして丈山の詩友なり

覆醬全集　二十三卷十四本

丈山の詩文集なりひろひ新編覆醬集と号す　正集四卷詩四百首ばかりなり　松永昌三野間三竹の序あり　卷首に年譜とのせ人見友元作し　續集十六卷丈山門人石川半助これを編す　第一卷より第七卷まで詩七百餘首とのせ詩の批評野間三竹なり　第八卷より第十六卷まで八銘贊書牘等とのせ卷首に野間三竹の序あり次に目録を挙　附録二卷石克これを編す　詩仙堂記三竹作の丈山墓誌銘同行状等なのせり　弘文院学士林子の總序正集は卷首にのせり

草山集　三十卷十五本　沙門元政

城州深草瑞光寺の住持元政の詩文集なり　本集二十卷元政の自題なり　妙心寺大嶽の序あり　續集十卷は門徒の手に出る　建仁寺通憲長老作の行状を附す　元政は江州彦根城主井伊氏に仕へ石井平之丞元政と いひし　二十六歳出家して法華律を持し　瑞光寺に住して父母に孝あり　石川丈山陳元贅と交る　文章に巧なり　永寿寺に元政妙顕寺の日豊とのとす　俗儀とりひ文雅とりひ寔に近世の名僧なり

谷口山詩集　六卷

此書は草山集三十卷中諸體の詩のみぬきしるしの分　○引に元政の和字はあつ免くまつの和歌集と号す　一名は陳元贅に贈答せし行状藁めく元に唱和集と号す　これは元政の門人にしるしたるなり

史館茗話　一卷　林春信

此書漢文にて皇朝の詩話文論をあつ免とせり　弘文院林氏撰

補す羅山の門人辻聊適の序に云ふ

歴朝詩纂前編　二十卷十本

大同弘仁の頃より當代に至るまでの作を編集し一百卷に成す其中保元平治の頃まで前編とす○凡例に曰濟南之選卧子之選或は一二字を易り句を刪り数語を刪るを以て頗作者の切に合ず其例に倣ひ一字の声調格律に害ありものは悉これを刪る実に千百中の一のみ○引書二十七部次に詩人の世次爵里を記す前編の作者二百四十四人し○此書は守山侯從四位侍従源頼寛黄龍公の撰し宝暦丁丑六月服部喬岸刊丙子九月藤改德序同年二月黄龍公の自序等に

歴朝詩纂後編　二十卷十本

高倉院の嘉應承安の比より當代に至るまでの作人をあげ當代諸名家の集のいまだ世に行はれざるものを以て集の特に行はるるものは悉これを刪る一二首を録するものは名の代に

ざるものは録せず其人を堅さんが為に悉皆これを記す已上凡例を節略す○江村君錫の日本詩史に曰余近来朝詩纂を覧るに盛業を欽敬す但其中京師近時の作者を録次するに大に憤懣に堪ず其薫蕕雜陳は論ずるに足らざるもの余の伯氏が載せざるを記す伯氏の姓名を録し又別に伯氏の舊名舊表號を録あり此伯氏一人を以て二人に当て餘は準知すべし

日本詩史　五卷三本　江村綬

皇朝古今の詩人を挙げて工拙を論ず故に詩史と稱せり○凡例に曰此編は詩を論じ人を代に以て次す

第一卷　中古近古の公卿の文学辞藻を論ず白鳳より始めて慶長の末に記す

第二卷　諸卷の緒餘を武家　医家　隠者　釋氏　閑秀の論ず其年代　諸卷より四に至る閑秀は

たゞ物以て近時の人物も附〻く諸せり

第三卷　元和以後京ゆの藝文物語〻く兼て他ゆ及ぼせり

第四卷　東都の藝文ようゝ〻く他物よ諸〻及ぼせり

第五卷　第三第四両卷の餘餘〻くろ代諸ゆよ及ぼせり

ゝ〻〻○此書〻採摘すゝ和の古人の詩ハ懷風藻　絵國集

羣藻集　餘題詩集等なり○明和庚寅仲冬抽木太玄序　同

辛卯之春孝清紬跋　同年上木す

醫書類

大同類聚方　百卷

大同〻年右衛門佐安倍真貞侍医出雲廣貞等勅を奉じて撰す

全書亡ひく今なすゝくろ鈔錄一卷なり○卷首に正五位下典藥

頭安倍朝臣真貞　侍医從六位上出雲宿祢廣貞奉勅同撰〻〻

せり其説に曰官府〻〻〻〻神代の遺方三策の中に今分て四方物

立少彦名命の言に任せ〻〻十二方〻〻又一方則十三科具〻あり

上古の用藥唯三十七品の〻名をの〻今〻殊〻〻〻〻これ物議に

〻〻なり〻〻〻〻一官藏採藥式の名物以〻この各條に附すく〻○

第一藥名部　三十九種　和名物とゝあゆ漢名物下に附す　久良

良　苦參　佐保比女　地黄　加太保留　半夏のあし○第一卷　淡

路藥　日向藥　大國藥　長門藥　鏡藥　伊母藥

第三卷　出雲藥　於乃古呂藥　第四卷　七藥　中藥　第五卷

土佐藥　奇王藥　與波伊藥　已上十三方し○文治元年十二月典藥頭丹波良康が跋する医方の秘邦より出て世に行はれの民他邦の藥を服し何ぞ其惠を蒙ぜん人の生地を変じて稟氣の偏なる其土人の性宜敷服すべしかるべきず大同天子医官に勅して類聚方を撰せしむるの法如何ぞ人れ十三方を錄録し以てこれを伝ふ○特大納言定親の奥書に秘中の秘なるものなりと這両巻の他看病法すべし○此鈔本安永二年癸巳三月浪華蘭堂主人木孔恭校訂して刊行す

醫略抄　一巻　丹波雅忠

永保元年侍医丹波雅忠これを撰す巻首に序ありて○書中多く千金方病源論を引く○方五十有五諸方悉備オ

のせり○按ずるに雅忠は日本の扁鵲と称すべし訓物語に丹波雅忠花山院の勅を侍すとあり鹿園の后妃篤疾を羅こるを

行ふ如し詔して雅忠をして治せしめんと欲す氏部を経信のもとに高麗の后妃の生死我本朝に聞こえず何ぞ雅忠をして遠くに高麗に赴かしめんや大医の医房に命じて田翰と製せしむ其畧に曰く雙魚難達鳳池之浪扁鵲豈入雞林之雲乎云々○刊本寛政七年五月丹波元簡序同八年丙辰陽月丹波宿禰遠齋侍医法眼快菴頼幹跋ありて巻末に大日本史丹波雅忠の傳を附す寛政八年十二月刻

萬安方　字本　五十巻　梶原性全

羅山文集に曰安倍真負出雲廣負が大同類聚方菅原峰嗣の金蘭方丹波雅忠康頼の医心方大医博士源輔仁の侍本草養生抄小野氏の集註大素経其後平性全の萬安方僅に世に存す余嘗て萬安方を鹿苑相公の花押あり世に副本罕なりと○東見記に曰梶原性全萬安方五十冊作る鹿苑院義滿の袖判あり建仁寺の大統菴にありて此医書を刊ると医玄治法印

銀十枚ニ買取ヲ性全ス頓醫鈔ハ別ニ官庫ニ行ル頓乃字の訓ハ[illegible]○本朝医考ニ曰梶原性全何の屋の人ト[illegible]ハ[illegible]ス魯て鹿苑院義満公ニ仕ヘ[illegible]医術ハ施[illegible]萬安方ハ[illegible]人頓医方十卷ハ撰ス

頓醫鈔 写本 五十卷 同上

卷首題号ハ下ニ性全集の三字ノ下奥書ニ曰為救倉卒之病耶抄藥方之要ニ病篇目之療美良之旨趣頗雖近俗言廣尋古賢之訓兼加今案之詞是則欲令見者易諭也而已于時嘉元第二暦南呂上旬天書之性全○又天文十八年己酉五月中旬十三日守憲の奥書ハ○按ずるニ此書四各ハ及缺ハ等ハ[illegible]ハ[illegible]今友人木世肅珍藏の古写ハ[illegible]借閲[illegible]目録ハ去ル[illegible]其書惜ラ[illegible]ハ第十卷ハ闕○又按ずるニ黒川道祐ノ本朝医考ニ頓医方十卷ニ[illegible]ハ略ハ[illegible]十卷

の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ス

兼葭堂所藏頓医鈔目録

卷第一 五臟六腑虚熱寒熱證治 卷第二 諸風附諸中風 七處灸
卷第三 五臟中風形 脚氣禁好物 秘藥 灸所 蠱毒食集
卷第四上 傷寒序言 卷第五中 傷寒 傷風之秘穴
卷第六下 傷寒 傷寒灸所 暑氣 卷第七 積聚 癥瘕 疝癖 赤白痢病
卷第八 積聚下附疝癖 諸臟病附下痢
卷第九 傳屍病附骨蒸 諸瘧 蠱藥 又傳屍病一灸
卷第十 腫 卷第十一 諸氣 五膈
卷第十二 諸氣下 延寿丹 遏山丹 秘方
卷第十三 吐吐 霍乱附婦人血塊 懐妊吐
卷第十四 五痔并水腫物 脹滿病 卷第十五 諸虚損 傳屍病虚損 灸所
卷第十六 諸淋 遺尿 諸小便并灸所 卷第十七 喘息 咳嗽 痰飲
卷第十八 癲疾 狂病 卷第十九 眼鼻耳 又一切目病

巻第二十 歯口舌喉唇 又歯喉重舌 次下治方
巻第二十一 疝氣 偏頽
巻第二十二 消渴 内消
巻第二十三 吐血 咯血 唾血 大小便血
巻第二十四 癰疽 疔瘡 内瘡 諸骨薬方
又骨薬方
巻第二十五 中悪 卒死
巻第二十六 黄疸
巻第二十七 婦人月水以下病 長血 産内薬
巻第二十八 婦人中風以下諸病
巻第二十九 婦人一切難病
巻第三十 婦人求子以下諸事 懐妊之間諸病事
巻第三十一 婦人懐妊之間諸病 女人汗血 吐血 尿血 下女乳汁 暫留治方
巻第三十二 婦人臨産 滑胎 産後之諸病
巻第三十三 婦人産後之諸病
巻第三十四 癲病之秘傳
巻第三十五 小児変蒸 諸風 驚癎 客忤 癇病 魃病 夜啼
巻第三十六 小児傷寒 温病 解顱
巻第三十七 小児咳嗽 喘息 疹瘡 痘疹
巻第三十八 小児丸疳 疳癖 積聚 丹毒 頭瘡 白禿 蓮根
巻第三十九 小児雑病 脚瘡 赤草 白草 穴草等
巻第四十 諸病之禁好物
五種物 目薬 痢病薬 浮薬
巻第四十一 孕産全要 病人生死 十種物
巻第四十二 撮要 調人 鍼灸穴 色々雑々
巻第四十三 五臓六腑形 五臓諸法配様
巻第四十四 五臓六腑形 五臓諸法配様
巻第四十五 二秘方 二交接等治
巻第四十六 医師要心
巻第四十七 諸薬功能
巻第四十八 諸味功能 消渴秘薬
巻第四十九 秘傳石草薬上下品事 諸薬調条之事
巻第五十 養性諸篇

捧心方 写本

二巻

巻首ハ漢字の序ハ我邦済生の業ハ以ゝ厥世ゝ ゝの懇切の両家の〻近世旁支 獨派道と争て以和家其傳ハ聞こゝ丹家の一脉亦落〻 曉星の如〻爰ニ梶原浄観ハ丹家ハ師承〻て其右ニ居ル其我邦の秦越人乎萬安頓医の両方ハ萬安ハ秘〻〻 仆ハ頓医ハ今世ゝ ゝ厥ハと道全〻〻 抜英特の士ハ〻 我邦の群書ハ嫌〻〻 船ニ附〻〻

南遊す其業すでに大ぶ〻く其觀改め全き四傳にて人に長淳〻に淳八淳屠氏なり海に踏て以て世に婆娑〻終〻に才徳の薫ずるところ以〻て臭に加ふ〻なり医術に集成す〻いともうれ才徳に倫すべきハ蓋し此緒餘土苴の〻我友中川公俊逸頴悟の質を以て淳に依て学ぶ方論脉訣藥性鍼灸炮製和の書いまと聞て求め得て觀ざるものなし〻其表正承ぶ〻して迫まり公近代医家者流学術内に齎声聞外に過韓氏脚膝病否の治如ず〻く海世澤なること〻に痛念〻く悶然〻して方西巷に求選一日〻く捧心と以一病〻下かず〻す病論に脉證に載方〻に〻に効に取語に〻す古方に述て私に以て一緒に措ずるく蓋此書の作鼻祖浄觀公萬安方乃撰集なり〻く宝徳辛未仲秋日歌月史序○又同年初冬〻中川子自述の後序○又跋〻に捧心方ハ〻れ〻ら中川子公の編ずるところなり中川子先古道淳公の徒なり古道家学强記に以て中世〻鳴一

世之偉人也與族兄竹翁價不相下〻く鳳記○又文明壬辰季夏村菴靈彦に跋〻曰名曰捧心者慶已以謙耳余乃謂是西施之捧心也非東施之捧心也觀者念茲○此書〻蓋菱堂の所藏を借閲〻くこれに録す

新增補遺捧心方 写本 十三卷 潤甫和尚

天文乃伊南禅寺の潤甫和尚なるる中川子のいませ〻捧心方を諸書に比按〻く藥の分量の異同增減等に〻き〻且数百方に補ひ收め〻く十二卷〻に別に目録一卷に附す○卷首に諸方綱目〻題〻く〻書〻引用す〻の書目に挙

和劑方　陳師文　愛宗元　宋崇寧中所著也當日本堀川院康和末長治始至今天文七戊成年及四百三十餘年諸洪增法著之

濟世方　嚴用和所撰也則宝祐元年癸丑奏覧之當日本後深草院建長五年至今天文七年戊成已得二百八十六年

醫方大成　孫允賢元延祐三年丙辰所著也當本朝花園院心和五

年后彦明附益之至今天文七戊戌年已得二百二十三年

袖珍方　明高祖洪武二十四己亥年所著也當本朝後小松院應永二年至今天文七戊戌年得百四十八年

得效方　危亦林元朝至元三年丁丑所編也當日本後醍醐天皇建武四年至今天文七戊戌年已得二百二年

直指方　楊士瀛元景定五年所編也當日本亀山院文永五戊辰年至今天文七戊戌年二百七十四載

玉機微義　徐彦純劉宗厚明宣宗正統四己未年所著也當日本後花園院永享十一年至今天文七戊戌年已得百年

醫書大全　熊宗立明宣宗成化三丁亥年所著也當日本後土御門院應仁元丁亥年至今天文七戊戌年已得七十二年

奇效良方　七人良醫明宣宗成化六年庚寅所撰也當日本後土御門院文明二年至今天文七戊戌年已得六十九年

方賢　楊文翰　宗武　趙瑄　許觀　貴珍

婦人良方　陳良甫嘉熙元丁酉所著也當日本四條院嘉禎三年至今天文七戊戌年已得三百年　熊宗立補遺著之

錢氏小兒方　錢乙門人閻孝忠編集　熊宗立類證明正統五年庚申也當本朝後花園院永享十二年至今天文七戊戌已得九十九年

本方　丹家正傳中川宗所著也則後花園院宝德三辛未歳也至今天文七戊戌年已得八十九載

右十餘方藥方功能分量加減異同具勘録之

十三要方　徐用和明宣宗成化十六庚子年所撰也當本朝後土御門院文明十二年至今天文戊戌年得五十九年

嬰兒得效方　李景芳所著也明曦甫鋟梓已正統甲子本朝後花園院文安元年也今至天文七戊戌得九十五年

卷一　四時之常脉　過不及之脉　扁鵲六不治　諸風　中寒　中暑　中濕　傷寒　卷十一　小兒諸證　卷十二　別集　五臟内外所因　六根秘方　諸毒　雜方　九蟲論　倉卒

說　用藥可否　八卦配合　食忌　枕上記　養生秘訣　醫貴二世

○按ずるに前の南禪の潤甫和尚平時暇日窓義炎黃雷公岐俞前後篇鵲長桑君扁鵲于意孫真人等以下今古歷代の名醫を選ぶ中の群書の萃抄撰集めて大成して十有二卷にして新增補遺捧心方と号す禪餘の寄語にて十二卷の實に絶世の珍貨なり和尚今すでに物化す神足景盧首座ゆゑに功成名遂て鄉に還るの次一部を其志ある人に惜人こゝを需むゆゑに永祿茅ヶ甲子仲冬念日十二住建仁鐵叟景秀乃○此書は友人左藤恒安の珍藏すゝゆゑに借閲してこれを寫す

延壽類要　一卷　竹田昭慶

此書一卷五篇にして養生の論食物の性味等を記せり康忌年中竹田法印の作なり此書は翻ハ性冷なりいつれ何人の說ゆゑなりしかを審なりしかを和板書籍考に侮せり

神應經　一卷

此書本朝にて成して書にしるすこと卷首に和氣丹波の兩醫腫物を治する八處の灸法を以てこれあり○此書は梁明の第二主仁宗の洪熙元年の頃成り當時の王子醫士劉瑾が手抄經にして書なり劉瑾が師は宏綱先生陳會字は善同といつる針灸に精しき人にて其人の作は廣愛書百卷あり此神應經をもつて病證をくはしくしるす一卷につゞめるものゝ本朝の手本には和丹兩家の八處の灸法を卷首にのせ中ごろ八朝鮮の韓繼禧が神應經の序にも出て成化九年十月に日本畠山殿より朝鮮に使者を遣はすとて其時の副使沙門良心にこの神應經を朝鮮國王に獻ずるに日本の神醫和介氏丹波氏癰疽を治する八穴の法を傳へ因てこの灸法を神應經の末に附して板行すとあり今これ刊行に彼灸法を卷首にのせ作者の名をしるさず成化九年は日本後土門院の文明五年にして此時乃公方は常德院義尚公にて義政公も在世なり畠山殿は管領修理大

夫義統なり。按ずるに朝鮮國重刊神應経の序に曰、適有日本釋良心以神應経来獻、兼傳其本國神医和介氏丹波氏治癰疽八穴法云々聖上喜歎命以八穴法付於神應経之末、鋟梓廣布、以永其傳云々、成化十年十月二十一日推忠定難翊戴純誠明亮経術佐理功臣崇祿大夫西平君臣韓繼禧謹序。○松下見林の曰今按ずるに成化は明の憲宗純皇帝の年號、成化九年は日本後土御門院の文明五年に當れり。此時能登國の刺史畠山義統足利の老臣にして良心は信濃の國の人釋氏なり。医なり。畠山のために使ひ奉ずるし新續古今和歌集小良心法師河上落葉の歌ありと蓋この人なり。

古今奇驗連珠方 写本 一巻

活民子

巻首に活民子編なりと。自序に曰、余諸方を歴觀するに用ひきたるのみ用ひ、ものいくらかを驗するに今及び奇驗累々連珠の如きもの編集して以て古今奇驗連珠方と名づく。亨徳甲戌十有一月丙寅活民子序

精英本草 写本 二巻 同上

巻首に禍師禁日、神五畜大明日五入五惡五神八夫、次に茅医師三心病者三心のすべのすべ次に精英本草製使目録あり。

巻之三 辰砂 滑石の類八種 巻之四 鹽 鹽土の類三種

巻之六より巻之十一巻まで 草部 巻十二より巻十五まで 木部

巻十六より巻十九まで 獸部 巻二十より巻二十二まで 蟲部

巻二十三より巻二十七まで 果部 米穀部 巻二十八 菜部

○目録の次に活民子自序あり。次に精英本草歌詠集あり。氣味功能を七絶に作る。此次に精英本草歌詠集遺詠藥名歌のすべ巻末に天文十八年己酉九月廿三日とあり。

精選秘用方 写本 一巻 二本

中風中寒より小児諸病にいたるまで病門ごとに藥方都合三百八十方を載す。○巻末に天文十八年己酉拾月下旬日三輪寺釋院源貞とあり。

福田方　十二巻　沙門有林

巻之一　諸氣脾胃　巻之二　腹中諸病　巻之三　虚労羸瘦
巻之四　風寒暑湿　巻之五　脚氣雜風　巻之六　傷寒瘧疾
巻之七　咳嗽吐血　巻之八　前後両陰　巻之九　婦人小児
巻之十　七孔瘻腫　巻之十一　卒疾熟藥　巻之十二　脉脈灸要

○此書本文自序ハ片假字ニテ書セリ分十巻の奥ニ有林福田方巻之十右此一巻者天文四年未六月日長圓口筆ト書セリ又他の巻ニ守憲書之ト書セリ奥書もあり○序ニ曰初諸氣ヨリ終ニ雜病ニイタルマテ万病都テ盡百病悉ク治スルヿヲ此方ハ作ル極ふうの八苦輪の救済ハ修スルヿ彼藥を用ヒ療スルもの八福田の善苗を植ル[illegible]斯義ニ準て方名ハ迷ヒ花嚴の尊卑博く域ニ等ヒ和の緇素同ク福田ハ蒙らんヿハ冀ハくハ隱士沙門有林序○此書近来刊本せしなれども蓂葉堂要藏の古写本ハ以ヒくらハ

袖中記秘方　写本　二巻

第一巻　中風ヨリ諸氣ニ至マ　第二巻　諸虚ヨリ小兒ニ至る

○数ニ曰暇日の次為作軒、これハ袖ニしてあるハ袖ハ抜きしなれどもこれハ是吾家ニ秘ヒかくしたるの諸方なり特ニ門ハ分ち類を纂めるの精ハ擇ひ其粗を避くを以て一巻とすなりけり袖中記ニ曰ク愚案ずるニ此方ハ以て病ハ療ぜんことを願ふ驗ハ[illegible]ニ試ニ嘉尚ナリ　永禄十年強圉単閼黄鐘吉辰　驢菴瑞策御判

○按ずるニ本朝医考ニ曰和氣氏瑞策真長の子なり自通仙軒ト号し又驢菴ト称ス正親町院勅ニ院の字ハ賜ひ通仙院ト稱ス僧綱ト歴ずるニ以て素縉ハ着ニ聽ハ聽れ且和氣氏ハ代々ハ[illegible]の医心方三十巻ハ所[illegible]

早全日用奇妙集　写本　一巻

妙藥の数百七十二方ハ[illegible]ハ古字ナリ

慈齋軒方書　写本　六巻

興福寺一禪師医術方なり諸病門ならびに[illegible]
清朝人の書入れなり○友人木世肅嘗て此方書を九島の[illegible]和
尚ふかくこれを[illegible]欲する○ひとりなり市中に購ひ
ひとしく賞他に大なり

啓迪集　八巻　翠竹軒道三

道三の方書なり天龍寺策彦の序あり此書正親町院の御覧に入
れ

切紙　一巻　同上

四十門にわたり医士初学のあるべき

宜禁本草　二巻　同上

薬性のあらまし道三壮年の頃の著述なり

天正記　二巻　同上

天正の頃の配剤簿なり診視せしかの姓名を[illegible]
列せられ[illegible]

續天正記　一巻　同上

先の天正記の續編なり

濟民記　三巻　同上

病門ならびに[illegible]薬方ならびに俗人の[illegible]
くしるされ[illegible]○道三法印の著書にまさるとも[illegible]
[illegible]

醫法明鑑　四巻　延壽院玄朔

病門ならびに方論[illegible]これ[illegible]の子○此書刊本ハ医方明鑑と作
る今玄朔自筆の奥書ある本に就くこれ[illegible]○奥書に曰依門生
某之求授與之　元和癸亥季春中澣　延寿院玄朔　印中に東井の字[illegible]

延壽撮要　一巻　同上

養生の要語ならびに[illegible]此書後陽成院の叡覧[illegible]
○按ずるに玄朔は道三に稱す一渓の俗孫なりしか

一渓氏仮古道三〻稱す

食醫要編　一巻　僧元政

此書八深草の元政乃作〻〻僧家食物乃性味かもすもつ

廣求経驗秘方　写本　一巻　向井玄升

眼目部十六方　婦人部三十方　口中部廿二方　瘡瘍部六十二方
小児部廿五方　心腹部二十方　二便部廿二方　損傷部七方
瘡疥部五方　腋臭部三方　四肢部四方　毛髮部四方
解毒部三方　黄疸部二方　耳鼻部二方　五絶部一方
雜病部六方　頭痛部附諸瘡八方　痰喘部附候痺五方

○巻首に先生金右衛門漢文の序あり享保辛巳歳在辛丑後七月下弦前長崎陽頃保攝坂先生氏晞雪欽敘〻とあり○葉霞堂藏本の跋語に曰右廣求経驗方七巻長崎山西金右衛門手筆本吾鄉大森氏所秘也因懇拔傚其真蹟摹写以藏于家云　己酉春三月浪速木

孔恭識

本朝醫考　三巻　黒川道祐

日本の名醫の傳かもせり　細川勝元かはしらす

上巻　大己貴命かはしら　和氣丹波両流のくく上池院　竹田　吉田　久志本　壽命院等の道統のくく　鍼医外科目医等

中巻

下巻　国史〻〻〻〻医藥の故實　丸散藥石の名　古代諸國進年の雜藥　本朝医書目録　高麗牒状等かのす

○寛文癸卯十二月弘文院学士向陽林子の序あり○此書に挙るところ乃本朝医書目録

治瘡記　一巻　大村道福撰
攝養要訣　二十巻　物部廣泉撰
金蘭方　五十巻　菅原岑嗣撰
藥経　和氣廣世撰

醫心方　三十卷　丹波康頼撰
集註大素經　三十卷　小野藏根撰
大同類聚方　百卷　安部真貞撰
難経闡奥　一卷　出雲廣貞撰
養生鈔　七卷　源輔仁撰
掌中方　一卷　同撰
倭名本草　同撰
萬安方　梶原性全撰
頓醫方　十卷　同撰
霊蘭集　細川勝元

愚按ずるに右端の書冊今ことごとく亡部にあり嗚呼惜哉亦其名のみ
こゝに挙て以て他日考索の便とす

喫茶養生記　写本　二巻　釋栄西

本朝医考巻之上に曰建保二年二月四日源實朝卿病ひて群臣と
共に患ふ吋に葉上僧正釋栄西竊に二則夜宿酒の酵醸の数十
ゝ飲てたちまち清茶一盞かゝ喫茶養生記二
巻を献ず實朝卿悅てこれを服ゝ頓に醒東鑑

安驥集　写本　六十巻　二十本

假字にて馬の書ゝ療馬の書ゝ藥方の本ゝ合六十巻の
末に安驥集根元の本ゝ馬師皇才驥禁驥讀豊安　論
ゝ五人これを編ゝ

圓鏡　写本　二十巻　一本

図ゝ療馬の書なり○序ゝ脈ゝ病生死
の病患ゝ安驥集ゝ平仲國子孫に授ゝ此道智恵をもて学とおさめ
たゞちに是ゝ書記す以ゝ為法ゝ

梧桐　写本　十二巻　一本

これも療馬の書なり序ゝこれ霧の巻ゝ

平仲國ニ安驥集六十卷の因これ撰述ありしかなそのし凡唐日本違分明ならず道具を違へず秋の月のなを覆ひ〳〵すゝ務といてすゝ進者中の打乱をさゝ前ふあるかなの相如以てすゝあり

教訓類

菅家遺誡 写本 二卷

三十二條八中重復三四條あり凡仁君之要政者以撫民為本とすゝとり〳〵なるゝ次ゝ嘗禘祀祭之法の〳〵祈祭又神事神器の〳〵入想見稅之法臨期之朝儀樂之會式詩賦之興歌作詠吟嘗神社修繕商工上春御之服乘輿之具外蕃下商之賓客来朝市店朝夕之交買鷹犬田獵山海川澤之利宮中私園侍女之數詳刑之核改武備之藝ゝ入〳〵祈祭以上第一卷 又放鷹獵獸の〳〵僧侶の〳〵揚名之官職の〳〵お祈祭卷末ゝ凡震雷在朝家者左右之侍直近帝之侍女以次炉之香烟可供主上之尊耳也公家以其不限亦可如此也 以上遺誡畢〳〵〳〵以上第二卷

寶語 教 一卷

浄福寺惠空の説ゝ曰此書いまゝ作者祈つまゝ〳〵せず世人のく

ていく此書ハ弘法大師の作なるべしの内に秘府論三教指帰
性霊集等ありけるとて今世ハ[illegible]のやうにたるべ
き文意を[illegible]義理明らかなるべしとあり○按ずるに下学集の
序に云く彼之実語童子之為教琵琶之為引長恨之為歌庭訓
雑筆之為往来也至若録竹日樂府詩歌為朗詠者巻数文繁
云々此序ハ仁和花園院の文安元年の作なるべし実語教の世に行
るゝ事ハ[illegible]○安藤為章が契沖阿闍梨行実
に云く甫五歳毋閻氏授百人一首和歌而日能記又亦試読実
語教不日又記云

童子教

一巻　釋安然

恵空の説に云く恵僧都先年京都より行く山門の法印より達く法華
経の科註相傳せ一時ちかみよりく世に実語童子の二教あ
り誰人の作ぞや法印ハ云く童子教ハ五大院の安然和尚の製作し

るの故ハ和尚ハ[illegible]時に洛陽に在住し[illegible]童子教ハ
あつめてかゝひかゝる世書なるを一巻久しく[illegible]月に作し
[illegible]此書を製作し[illegible]
ら[illegible]の巻の内に幼童に諭引せんがためにの因果
の道理ハ[illegible]
心義即身成佛義私記なるべし文義[illegible]
[illegible]童子のを[illegible]あなどり勝劣ハ沙汰すべ
き○作者の傳ハ元亨釋書巻之四に曰釋安然ハ傳教大師の系旋
[illegible]山に[illegible]衣ハ慈覚の室に[illegible]顯密の奥
秘餘蘊[illegible]花山の遍照[illegible]
九経論に渉猟一匠家に馳騁すること[illegible]教時問答菩提心義悉曇蔵等なり○按ずるに朝鮮の
徐居正等が編集せる経國大典の巻之三に云く字字 倭学 伊路
波須息書格老乞大童子教雑語本草議論通信鳩養物語

庭訓往来應永記雜華富士云〇貞德慰草徒然草茅百之十
五段資季天狗言八道の物ハ[illegible]大狗言八道もかなめ
[illegible]ぬのほん物ぞえたりとぞ[illegible]ども不問者不答[illegible]五字のいと
めかしきかく一代八宗問物むなしく[illegible]今代世まての耶[illegible]
也作る此語ハ安然和尚の童子教よりとる[illegible]何の乃物学[illegible]
人も我身のなるハせずたづくるとしいまれくくのなるん
[illegible]ハ童子教づるのあさき書代文直下しかりしか
てんてもんかしめざるしるべ也[illegible]尚書[illegible]古の学ハ決定
今の学ハあ人[illegible]作りと一切経のちりと界のちりとほど[illegible]
[illegible]下界の人間ハ之
来茅六天の魔王の眷屬[illegible]もの也[illegible]
[illegible]者[illegible]謙の
[illegible]

實語教童子教諺解　三卷　釋惠空

紀州淨福寺惠空和上十五歲の時作る諺解[illegible]
[illegible]行せ[illegible]卷末ハ弱山僧惠空[illegible]
[illegible]月亭孤峯漢字の序[illegible]實語童子
の二經舊來尚[illegible]行[illegible]以て童蒙ハ教訓[illegible]
其書[illegible]五言ハ以てこれハ句[illegible]蓋梵書伽陀之一體[illegible]
[illegible]紀州淨福寺覚賢惠空和上其先能州の人姓ハ木曽氏民
部卿某の裔[illegible]

和論語　十卷

卷首ハ漢文にて此書の起[illegible]此書ハ後鳥羽院の沛宇穀倉院
の別當清原良業勅諚ハ蒙[illegible]神詔及び聖帝の金言公武の忠
言貴女の至言[illegible]釋尊の芳言[illegible]
記録せり上皇覽覽の時此書ハ是ハ和の傳作[illegible]
[illegible]和論語[illegible]
[illegible]の文官[illegible]達人の銘言を以て[illegible]

のかゝ○此次〻代〻撰者の次第とす

承久三年正月十八日　穀倉院清原良業　在判
建長四年八月十五日　大外記清原朝臣頼尚　在判
弘安十年三月廿一日　穀倉院別當清原良季　在判
元徳二年九月十九日　穀倉院別當正四位下清原良枝　在判
同御宇勘辨　四代侍讀清原朝臣宗尚　在判
文和四年十二月廿三日　主水正清原朝臣良兼　在判
應永二年三月十五日　大膳大夫大外記清原宗季　在判
應永廿五年六月廿日　少納言大外記清原良賢　在判
文安三年八月朔日　少納言大外記清原頼季　在判
寛正六年十一月十九日　大外記清原宗業　在判
長享二年七月廿九日　大外記清原良宣　在判
永正三年四月十三日　正三位行宮内卿清原宗賢　在判
天文十三年五月三日　從四位伊豫介大外記持賢　在判

同御宇勘辨

永禄十二年十一月廿二日　少納言清原朝臣宣賢　在判
寛永五年八月十五日　細川兵部大輔源藤孝　在判
從四位上右中將源重秀　在判
洛東山隱士長庸子　在判

かゝれど代〻の坊〻〻〻近代〻〻〻て八細川幽齋豊臣勝
俊ホの人〻よりつゝ

第一卷　神部　第二卷　人皇及親王部
第三卷　公卿部上　第四卷　同下　第五卷　武家部上
第六卷　同下　第七卷　貴女部
第八卷　釋子部上　第九卷　同中　第十卷　同下
○卷末の長庸子の跋に寛文九年上木す
三卷十二本

十

誹抄

按者つゝしゝかゝずゝ○序〻〻今行〻〻かゝ〻〻〻

法とゝくゝゝゝ

言語さえやうに義理研究道理明せめく西部神道の厚氷温暖
の時なれば鮮明にして感人深くすべく戴冠の一つまた
たりとも大内神道の種子なり下にて五年林菴泰山の宣下
もなくして洛東祇園のひつぎの塔建仁寺のたつ
掛墻なりたるまた明びすび塾舎しるあり化く
まつり佛教なりすべく

孝経外傳或問　四巻　熊澤了介

孝道のしりなるに孔子の外傳なれば
こそ毎條或問なりけり儀軌と通じ
琵琶琴笛なども和漢ともつまびらかにして原氏
物語にもかなり人事の備あり○敬語ことに用の
長なれども引けるそなのこと
なりとも配所のつれづれなり

比賣鑑　三十巻　藤井懶齋

第一巻より第十二巻まで女訓　第十三巻より末巻まで
紀行○ものの例意大槩小学の書なるべし文國字なり
てをくわ和歌なり引用和漢古今なり教誡なり
女訓婦女なり曉なり人ものなり貞子丁卯十
一月伊藤子勝臧書序○又巻首に寛文三年四月伏見江雨
序○此書伏江隠士仲文敬甫著ものなり
ちなみに懶齋の序なり月上木す

壺の石文　十三巻

撰者つまびらかず女子の教訓なりくさ
帰雁の文上中下　介婦の訓一巻　慈母の嘉言上下
志りけるの歌一巻　賢女貞女の判一巻　貞女列女の判上下
似せうの判一巻　或人の物上下

女四書　辻原元甫

女孝経　二巻　系中一巻　唐の陳邈が妻鄭氏の作し

女論語　二巻　系中　漢の班固が妹曹大家が作し　世俗の妻かう

内訓　二巻　系中一巻　明の太祖の皇后馬氏の作し

女誡　一巻　系中　曹大家の作かう

此部の書は今せをの〳〵れう澤〳〵う明房初年の比成

まりうれの自序ゝゝ男もすなる学文ゝゝうは女もすべきことなれ

ど我邦のなりひゝく女の学文はせぬことなりゝゝゝろえても侍

らんにはきゝかはよりずはふてゝ事あれさゝしなべりはの

はのゝゝとてあるべけりあゝ此四書はやまらくゝやゝゝげそ

ろべゝけうん女のたゝしき道はもひはおもひきたらゝゝ

けるものなりゝゝ

大和小學　六巻　同上

朱子の小学はうれ帝ゝゝけゝゝうゝ巻ゝはれ人はゝゝくうれんは

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ巻ゝはれ八巻ゝゝゝ

大和小學　一巻五本　山崎闇齋

朱子小学篇目のもち立教明倫敬身ゝ門はゝ立て教例は絶

ゝゝ由はかう○此書は闇齋五十一歳の時江府にあらびゝ加藤君

の勸ゝうて作れり邪乃儒教は善ゝゝゝあり

婦人養草　五巻十本　梅隅散人

女子の深窓よりゝゝけゝゝ嫁妻ゝゝ家はたもち夫よ

けうゝはけ或は夫よとうゝゝ老のはおゝゝゝ比ぞの

ゝはあけ婦人の調度朝夕言語ゝゝゝもらゝずゝゝ婦人

のゝはゝゝゝゝゝゝゝ貞女義婦のゝゝゝ和漢古今乃

書はゝゝいはゝ近世はゝゝはゝゝゝゝゝ外故実はあゝ

て婦女子乃学問ゝゝゝゝ○ゝ序漢文の旨あゝゝ孫二乃刊

行す

大和俗訓　八巻五本　貝原篤信

第一 第二 為学　第三 第四 心術　第五 衣服　言語

第六 第七 躬行　第八 應接

○篤信自序ハ、漢字ハ、ものしらぬ人ハ、おぼつかなく、うもれ、ものしらぬ人ハ今ハ俗語ハ以てをしへ、あつもの、世ハ、中の夫婦の愚かなるもあづかり、しらぬ、児女の、いとけなく、教麦ハ、ものしらぬ、ものしらぬ、ものしらぬ

如之〜巻末ニ忠臣譜略如附〜

女學範　二巻　大江資衡

学問大意　女官品階　讀書　歌人名數　和歌法式　賢女孝婦　女中学者　詩人　文人　歌人　書学　西事　香道　目録蓋衣服　染色　布帛　器用　琴　双六　雛祭　七夕祭ホの図

如之〜明和五年刊行す

釋書類

日本霊異記　写本　三巻　沙門景戒

此書雄略帝の時より光仁帝に付よりて其の実善悪報應よあげれども如何なる人か作りしかは不詳なれ共書の作者景戒は孝謙帝の時の人なり〜〜〜

被突或有道積行而現得驗或深信修善以生霑祐善悪之報如影
隨形苦楽之響如應谷音ゝ〻響起自賜之不得忍寢安心思之
不能默然故聊注側聞號曰日本國現報善悪霊異記作上中下
三巻以流季葉云〻

上巻　合宗善悪表　廿一條　中巻　合宗善悪表縁　四十二條
下巻　合示善悪表縁　廿八條　此巻　廿五條の半ゝ以下闕

○每條の末ゝ字訓を附す　字阿米之志多　譽保年　磯訓師の表
なり○本の奥書ゝ曰建保貳年甲戌六月　日酉刻計書写了
又延宝八年歳次庚申閏八月奉我　相公之命登金剛峯借出金
剛三昧院坊藏之本写之者　彰考館識ゝ奥ちに

假名日本霊異記写本　三巻

漢字の中に假字ゝ多くまじれり何人の和歌なるや
やうに比較するに前はたゞの錯ゝ其次序なうしなつて
徴ゝ〻〻〻

寺僧〜泰清の人〜〜〜

[illegible]

弘安元年二林房[illegible]寺住○才十
巻八奥ニ于時弘安六年中秋草[illegible]
其後[illegible]○刊中
[illegible]此集行于世尚矣本有廣略條有前後不[illegible]孰是[illegible]
慶安五年壬辰初夏刊行○此書作者無住法師ハ梶原景時ノ
[illegible]聖國師ノ著ス[illegible]

發心集　三巻　鴨長明

長明入道ノ作發心集ハ[illegible]
[illegible]○自序[illegible]
[illegible]
[illegible]

名抄えとゝめ人のなめよ示されしものゝ詞抄ゝ事耳ちゝ
き抄ゝ○せ事ゝゆゝを抄ハゝゝれハ保きて
ろなゝゝゝ

多く本来其はまと堀河院などの時よりはじめ侍りしかども
又この書はのしるくたしかなるべきしるしなく人の補ひ侍べ
きにこそ解こ小町の歌こそ引こはたこしに其集よりもかか
ずに小町の歌ばかりすぐれ世数のこと人数集の内人丸赤人家持
集などにはこれ侍れし其次の延喜の比までの人の集ども
は彼此よりしるあけめく其集はかの作にものこく中にはかり他
てはこれにもあるべしみだりにまぎれものこく

叡山要記 写本 二巻

此書古字なしこれ叡山開基とはの事実なるべし

上巻 傳教大師御伝 十六院 延暦寺縁起寺号宣旨 唐土天台山 文殊堂 経藏 神宮寺

下巻 釋迦堂 西塔院 慈恵大師 智證大師 弘法大師 義真和尚

談峰縁起便蒙 二巻 沙門光榮

多武峰縁起乃註し漢字はいくこれはもすべ全文はいかすべ
ここに巻末に鎌足公の年譜はかの附す譚峰蓮光院の沙門光榮の作
○總論こそ談峰縁起の二本はいと古縁起八後鳥羽院の御宇建久年中
談峰乃僧上法院永海文はの製す其後は花園院の御宇文明年中一條
禪閤兼良淡華士佐光信圖す一説光茂圖 新縁起八文章 同の外し
筆者八寛文年中後水尾院の勅より因こ茨氏の堂上四十三人の
畫も亦勅ひ住吉如慶同愚慶圖す○古縁起本二巻なり
元禄十三年庚辰寺務の命に依こ栗田口に於こ古縁起の修覆
又二巻はかの開こ四軸こすの第一章茨氏始祖より第六章敢勇所
匿に至るまでは第一軸こすの第七章蝦夷大臣より第十八章賜
散こりこまでと第二軸こすの第十九章翌日巳酉より第二十八章賜
藤原朝臣に至るまでと第三軸こすの第二十九章同十六日より巻末
に至るまでは第四軸こすの修補既に成近衛関白基凞公の執奏
に依こ叡覽に備ふ蓋天皇の例に因なり外題八近衛右府家凞公

法華○上法院永済ハ建久年中の人なり寺跡行業知るべし談峰
縁起談山略記聖霊講私記等ハ行基菩薩○此書刊本室永七
年九月沙門湛堂序享保五年臘月沙門光栄跋あり

誓願寺縁起　二巻

奥書に以上八当寺建立以下佛の相好梁上の額小御堂の由縁
要ハ略記ハ記すもの多し寛政四年壬子秋八月惠明謹識○畫
図ハ法橋東洲ハ筆ハ製す○書中長興宿禰記興元龍の半陶藻
等ハ引用○此書寛政五年四月誓願寺藏板なり

法華譯和集　五巻　實海法師

法華経二十八品の意ハ和歌ハ代に作ハ撰集なり撰ひ出
なりなりハ釋せり自序あり○按ずるに此書ハ譯和
倭歌集に号し数十巻あり○経文ハ和歌ハ
なりなる書中に就て法華経ハ和歌ハ欲ハ
澤集に号せり能全書星野山実海の撰し○友人石田世英

が閲す和歌ハ扶桑拾葉集異本巻第二十三に譯和倭歌集序実
海法ハ撰らるるなり

略法華経和歌　四巻　二本　權律師日朝

法華経要文の古歌ハ多くなりハ和歌なり巻末に
當時の竹園及び官家なりなり要文八首の歌ハ附す貞
享五年四月十五日豊長しるす

説法用歌集諺注　十巻　五本

第一巻より第五巻まで　釋教無常哀傷の歌ハ中心の
第六巻　上宮太子の御歌より以八和尚の歌に至るまでなり法燈
ハ集て其名せり
第七巻より第九巻に至るまで　法華経に世に其こころハ演
る歌なり
第十巻　諸経の歌　追加　袋草子　発心集ハ餘教法ハ他ハ
なりなりハ

○諺注ハ題の文ヲ抄くハ[illegible]くの出所ヲ考へ和歌ヲ抄くハもろ
くの歌人の家集[illegible]し又法華経の部ヲ主てハ題ヨ就て文
ヲ引くろ[illegible]来意ヲ書す又毎品ヲ[illegible]めよろのふの大意をのぶ
○引書ハ代々の撰集諸家集夫木名寄々々の作ヲ歌書の作
伊勢源氏の作の作其餘佛書百餘部ヲ引ヲ○ヲ集の撰者ヲ
つ[illegible]ず注者ハ洛陽隠士坂内山雲子作とあり元禄辛未
自跋ヲ同年四月刻す

釋教題林集　八巻　随有軒浄恵

経論釋文ヲ抄ヲ抄ヲ抄ヲ抄ヲ撰集家々の集の中ヨリ
とくヲせり

第一　第二　法數　一色一香一念不生　二諦　三途　四弘誓願ホ
第三　第四　法華経　花厳　阿含　方等　般若　金剛経　大日経ホ其餘種々
第六　雑経　第五　三部経
第六　諸宗　花厳　天台　真言　法相　三論等

第七　雑　并夢想　種々釋教の[illegible]ヲの七ヲ
○元禄八年仲夏自序ヲ引用書目七十餘部ヲ挙

片岡山　五巻　平間長雅

富緒川　二巻　同上

此二書合刻々々世ヲ[illegible]聖徳太子の影[illegible]の作ヲ[illegible]ヲ
けヲものヲ片岡山五巻ヲハ古今集ヲ抄ヲ抄撰集及ヲ家集三
玉集ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ抄ヲ[illegible]ヲ抄ヲ題の[illegible]ヲ抄ヲ[illegible]
ヲ富緒川二巻ヲハ雑[illegible]ヲ抄ヲ抄ヲ抄ヲ抄ヲ[illegible]の集[illegible]
ヲ元禄[illegible]風觀齋長雅の自序あり

葉和歌集　三巻　報恩寺湛澄

弥陀四十八願のヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ遊遊院賢隆公の歌ヲ古人
の[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
湛澄自跋ヲ[illegible]

月乃ちぐ　一巻　法輪坊元説

栗津義圭校正〜〜〜寛政四年〜刊行す古寺所宗意〜〜〜

[illegible]成恩寺殿其書中に神樂催馬樂抜書に注釈加へられ
梁塵愚案抄に名付させたまふ[illegible]

神樂催馬樂歌 写本 一巻

此書梁塵愚案抄乃ち文と大同小異なるものし○奥に[illegible]
系催馬楽乃歌[illegible]作せのいかなるものなる件つらぬる家の塵と
もかゝれ[illegible]の老もこりるとく目もそこなる
もかゝれ[illegible]
[illegible]

催馬樂雅楽曲 写本 一巻

奥書に云右催馬樂一冊者宗尊親王御自筆以本書写校合畢
外題者聖護院道晃親王之御筆跡也尤可秘々々

大嘗會田歌 写本 一巻

歌の體長短さまゝ其中八言九言の句多し○奥に美濃田歌
あり[illegible]の歌もあり

當道宴曲集 写本 五巻

郢曲の類如四季恋雑よりたてられ
巻第一 四季部 春 三首 夏 一首 秋 二首 冬 一首
巻第二 賀部 付神祇 七首 巻第三 恋部 九首
巻第四 雑部上 付無常 十二首
巻第五 雑部下 付釈教 十二首 已上の曲とのゝ作者を
[illegible]

宴曲 鈔 写本 三巻

郢曲の書なり書體[illegible]

巻之上　十首　巻之中　十一首　巻之下　九首

拾菓集　写本　二巻

宴曲集等乃ハ[illegible]郢曲し

巻之上　十首　巻之下　十首

拾菓鈔　写本　一巻

上ノ句ノ　郢曲十一首　所の子

郢曲撰要　写本　十八巻　沙弥明空

首巻八目録の巻なり其巻ハ夫當道の郢曲ハ幼童の口すさびし万人の耳ゝ[illegible]たるひさしく[illegible]いてゝも愚老ら撰あつめる曲すゝく其軸十[illegible]所さゝめる[illegible]歌百の子所きゝむこの[illegible]十餘首ハ愚作の外なりすれ[illegible]の作者の名字所たしく[illegible]れあしハ貴命[illegible]ハ笑を[illegible]ゝ耳を[illegible]ゝ[illegible]所きゝしく都鄙のもてあそびちゝの説[illegible]ハ[illegible]ゝあやまるもいなゝ[illegible]

けるゝ[illegible]ゝてはのゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ今録[illegible]ゝ撰要目録の巻ゝなりけゝ[illegible]

宴曲集　五巻　目録すでゝ上ゝ[illegible]ゝ略す

宴曲鈔　三巻　上ノ句ノ

真曲抄　一巻　郢曲七首付新作三首

究百集　一巻　郢曲十首

巳安三年八月上旬之頃録之畢　沙弥明空　[illegible]見院序字

○右の曲の中　花苑三品作明空調曲　郭公　瀟空上人作明空調曲　龍田河恋　冷泉武衛作明空調曲　源氏恋　或女房作明空調曲　ゝ[illegible]ものゝ[illegible]作者の名所ゝ[illegible]

○次拾菓集目録の[illegible]めゝ[illegible]今ハむぢのゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

よしのかぐらつとめられしばかりをぢいとけいこうしん目録と
ころも也仏ぶつもかぐらくやもんも志ろなどれぞうき
わくさきすきはるのはるばるの家の風よりはるばるこゝの花のもい
ハかりをさたちくたもしやたちくらくりるゝ子も咲うこれと
えうしいつゝふれもくるさびき老木よのうゝこのメハかりゝ
そめもめしらうず冬枯の冬来れゝくゝもゝれめゝれ
のゝき林ようほうかしめはしひめもるゝがれハ拾菓集
なりけ巻ゆかりゝゝちくゝと下ゝいるなゝ

拾菓集　二巻　目録上ゝもゝ

嘉元四年三月下旬之頃重加注之畢　沙弥明空　九条院御字

拾菓抄　一巻　調巻　後日出来之間追加之　十首

和茅三三月五日重注之畢　花園院御字

別紙追加曲　巻　郢曲十首

玉林苑　二巻

上巻　郢曲　十首　下巻　付　郢律講式　随出来之　仍茅屋

九首

文保三年二月之頃記之了　後醍醐天皇御字

享徳三暦孟夏中旬書写之　三善常房

右三帖者以飯尾彦六左衛門尉三善常房朝臣自筆本令書写即

時校合訖　貞享元年甲子仲秋天　前泉州司馬時元

仁智要録　写本　十二巻　藤原師長

箏曲の書なり巻首ゝ太政大臣従一位藤原朝臣師長撰ゝゝ

首巻　箏案譜法　総名　右手　左手

巻茅一　調子品　壹越調　沙陀調　平調　大食調等

巻茅二　催馬楽律　高砂　夏引　賀川　東屋　走井等

巻茅三　催馬楽下呂旋　安名尊　新年　梅枝　櫻人等

巻茅四　壹越調曲上　皇帝破陣楽　春鶯囀　玉樹後庭花等

巻茅五　壹越調曲下　胡飲酒　河曲子　北庭楽等

巻第六　平調曲　三星鹽　白玉聲　萬歲樂等
巻第七　大食調曲　散手破陣樂　武昌樂　打球樂等
巻第八　雙調曲　春庭樂　柳花苑　黃鐘調曲　小調曲等
巻第九　盤渉調曲　蘇合香　萬秋樂　秋風樂等
巻第十　同下
巻第十一　高麗曲上　新鳥蘇　古鳥蘇等
巻第十二　角調　桂次第　箏巻法口傳事等

○此書第一巻より第十一巻まで八曲調の譜本にして弦の名一二三四五六七八九十斗為巾以上ちなり○按ずるに四三位藤原師長公安元三年三月五日任元内大臣同四月一日叙従一位治承三年十一月十七日解官其後於尾張國出家四年二同五年三月帰京号妙音院建久三年七月十九日薨五十五所著有三五要録三五要略仁智要録仁智要略

五重琴　写本　一巻

管絃乃ちにして濱主の作なりしかもこれ五重八毛皮肉骨髓の五なりこれ書中貞保親王記に引用○奥にまことえ保四年未歲十一月中旬従五位下右近衛將藤大秦廣富書写畢

鳴鳳集　写本　一巻

作者代々のしるすなり　大唐樂圖　釈名　白虎通　說文　潘岳笙譜の説　古善吹笙者　渡本朝事　笙簫葉笛　高麗笛調子　琵琶和琴　打琴等等の調　撥合名　東遊　踏歌名　催馬樂　樂器名物　吹笙次第　始習笙事　付物事　十種供養伽陀事　朗詠事　御遊事　秘事　調子音取等のなかちなり

體源鈔　写本　二十巻　豐原統秋

豐原の姓は字乃旁にしてしるすなり○體源とは名づけたる○奥書にこれ豐原統秋判にて續礫集にこれ豐原樂人統秋豐筑後守四位下にしてのちに遊遠院實隆公の高弟なり風流のこのかた隠者なりこれ雪玉集にこれ秋身にしてけりの十首入ちなり

○昔傳拾葉ノ曰人皇七十三代の天子冷泉院ゝゝ[illegible]
序文カヽ此帝諸道の所勤ニ比[illegible]ゝ殊ニ管絃乃[illegible]
ゝ[illegible]ゝ夫樂道の器其品莫大ナリ古来の樂書ニ其図[illegible]
らゝ[illegible]且又ゝ[illegible]由来ナリ[illegible]ゝ其[illegible]明せり就中近来樂道の
達者豊原朝臣統秋ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ乱世ニ[illegible]ゝ及故[illegible]
名ゝ樂器の来歴[illegible]明ゝて一家ニ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
其書ニ[illegible]ゝ[illegible]ゝ○按ゝ柴屋軒宗長記ニ統秋贈答の
書翰ゝ又統秋朝臣[illegible]悼め和歌十首法華経の題号[illegible]以ゝ句の
首ゝ置ゝ中の[illegible]

胡琴教録 写本 二巻

琵琶の書ゝ[illegible]

巻之上 教学琵琶ゝ取撥 差柱 撥音 諸調子品

十二律調 樂曲 催馬樂 師傳相承等十五條

巻之下 琵琶彈時用意 時所作 樂屋琵琶 彈玄上用意

琵琶宝物 琵琶名所等二十四條

○毎巻目録の下毎條裏書[illegible]奥ゝ[illegible]ゝ孝道ゝ[illegible]○奥書
ゝゝ以左近大夫将監中原光氏之秘本令書写之間芒儿涼
之人有其憚仍以女性令書之間僻字等多得其意追可書改
之 左近少将草名

樂譜要録 写本 十五巻

巻之一ゝ巻之七まで 横笛譜 巻之八ゝ巻之十まで 鳳笙譜

巻之十一ゝ巻之十二まで 篳篥譜 巻之十四 箏譜 巻之十五 琵琶譜

○巻末ゝ後四位下遠江守秦宿祢昌名撰ゝ[illegible]ゝ○奥書ゝゝ[illegible]保元
甲辰年春二月浄写了 同十巳巳年夏六月批校畢 又ゝ右ゝ管ニ
絃譜依家ゝゝ之傳本選之内有疑者疑曲暫闕之以ゝ方集會議定
之上可追加者也

琴曲抄　二巻

此書ハ八橋流筑紫箏十三組外ニ新曲二組を補ひ一流のよすがつけ
唱歌の註釋なくてもものし奏首より三絃ひき箏ハ園流伝来の
らハすえ禄ひ丑二月作者の自序よりし箏八橋検校作来の
とくハ〳〵もとくハ〳〵

上巻　菜蕗　梅が枝　んげく　天下太平　薄雪　雪のけし〳〵
雲乃上　以上七組ハ表組〳〵

下巻　薄衣　桐壺　須磨　四季の曲　扇曲　雲井曲　橋姫　以上十組
いろ〳〵共曲　以上十九組し　元禄七庚申九月の奥書ハ

撫箏雅譜集　三巻

安村検校改正のよすがを〳〵裏表中許等の次第ハ定めもとし

上巻　表組　ふさ　梅ごえ　んげく　天下太平　薄雪　雪のけし
六段の調子

中巻　裏組　雲井乃上　薄衣　桐壺　四季の友　八段乃もとゝ

乱輪舌　中許　いろ〳〵　末の松　空蝉　四季の富士　雲井
らくさい　九段乃もとゝ　七段のもとゝ　五段のもとゝ

下巻　三曲　四季の曲　扇の曲　雲井曲　新組　羽衣　若葉　思
川　橋姫　新雲井寺齋　飛燕曲　宝暦四年刻

琴組唱歌集　一巻

安永年中八橋流の佳川検校ハ組ハ補ひ十ハ曲ハ
ていつ〳〵表裏中許奥許の次第ハ定めくるよ検校〳〵ハ
亀島検校久米園匂當相〳〵〳〵梓〳〵〳〵

表組　ふさ　梅ごえ　天下太平　んげく　薄雪　雪乃あと　表組
附物　七りよ　いろ〳〵の　歌ものえほ

裏組　雲乃上　薄衣　桐つぼ　百千鳥　橋　あこめ　打乃方
中許　須磨　いろ〳〵　はなもとゝ　四季の友　月附物　十二段の
もとゝ　六段のもとゝ　十段乃もとゝ　空のらくさい

奥許三曲　四季の扇　雲井　月新曲　笑竹　夕空　八重垣

飛梅

箏曲大意抄

安永六年六月刻　六巻　山田松黒

此書ハ箏曲の表裏中ほどし三曲等ハ千々一部の曲のほかく〻〻〻ほどもうたのはなしにて其譜ハ〻〻〻なくしめんがおもしろく

巻之一 表　蕣　梅が枝　ふたばし　天下太平　蔦の葉　雪晨　六段

巻之二 裏　雲上　蔦衣　柳つば　八段　乱

巻之三 中許　浪磨　明石　末乃松　空蟬　雲井寺斎　九段　七段

巻之四 奥組　四季の扇　雪井　五段　鶯羽衣　若葉　思川

巻之五 之橋　撥掖新曲　四季の富士曲　二長曲　雪月花曲　玉川

巻之六 奥の書　箏　琴　琵琶　筑紫　阮咸　和琴等の和漢の證文　左右手法の図　十二調　五調子の図　箏製作の図　柱爪寸法の図　秋霧形　松濤形　箏寸法の図　琴臺箏袋の図

四季源氏乙の曲の図　同唱歌　安永八年山田松黒自序　同年大澤山人漢文の跋あり

謡抄

二十巻

百番の謡の抜き作者はまたしるしずはよ古抄あるしい舊抄と称す

高砂　朝長　井筒　鞍馬天狗　百萬　鐵輪　兼平　芭蕉　道成寺　龍田　羽衣　女郎花　松風　安宅　昭君　志賀　大原御幸　関寺小町　天鼓　船弁慶　頼政　項羽　花筐　浮舟　春日龍神　遊行柳　蟻通　東岸居士　富士大鼓　野宮　葵上　白樂天　木曽　熊谷　通小町　安達原　道明寺　社若　楊貴妃　紅葉狩　善知鳥　難波　清経　檜垣　小塩　鸚鵡　松虫　三井寺　鵺　鵜小町　卒都婆小町　當麻　玉井　頼政　千手重衡　阿漕　自然居士　羽衣　実盛　小督　善界　班女　矢卓鴨　短冊忠度　夕顔　俊寛　雲林院　葛城　藤戸　江口　西行櫻　柏崎　老松　通盛　軒端梅　景清　櫻川　三輪　船橋　采女　姨捨　槿　鸚鵡羽　盛久　定家　鵺　二人静　葵　籠大鼓　佛原　錦木　融　養老　八島　源氏供養　山姥

角田川　放生川　田村　梅枝　殺生石　張良　已上百番し

謡　増抄　十二巻　加藤盤齋

自序　[illegible]

この講釈[illegible]

[illegible]

○首巻　大意　[illegible]

申楽の[illegible]申楽[illegible]能作者目録の[illegible]

[illegible]

高砂　盛久　江口　大原御幸　あこぎ　老松　松風　東北　百万　自然居士　老松　通盛　千手重衡　二人静　殺生石　已上十五番

法音抄　五巻　恵空和尚

此書二十二番の謡[illegible]

○巻東向旭山山王寺権大僧都恵空大和尚談話門弟輯録

巻之一　源氏供養　兼平　檜垣　千手　頼通　巻之二　実盛　富士大鼓　三井寺　卒都婆小町　巻之三　自然居士　志賀　江口　春日龍神　巻之四　柏崎　山姥　姨捨　当麻　巻之五　百萬　清経　野宮　東岸居士　誓願寺

宝徳四年五月刻

謡曲拾葉抄　二十巻　恵南

巻首凡例[illegible]

[illegible]

[illegible]

七十二番詠之

高砂　老松　右近　白髭　玉井　弓八幡　難波　白樂天　呉服　蟻通　賀茂
竹生島　忠度　兼平　実盛　養老　紅葉狩　田村　志賀　頼政　井筒
木曽　屋島　定家　芭蕉　江口　葛城　楊貴妃　半蔀　夕顔　大原
西行櫻　朝顔　千寿　雲林院　小塩　誓願寺　杜若　遊行柳　羽衣
姨捨　檜垣　野宮　卒都婆小町　関寺小町　柴女　佛原　野宮
班女　軒端梅　二人静　松風　湯谷　藤戸　天鼓　梅枝　富士太鼓
道明寺　邯鄲　安宅　船弁慶　船橋　通小町　盛久　少郎花　白楽
東岸居士　自然居士　殺生石　放下僧　三輪　龍田　當麻　海人

融　三井寺　玉葛　櫻川　浮舟　角田川　百萬　伯崎　蟬丸　俊寛　景清
[illegible]　善知鳥　花筐　鞍馬天狗　鵜　善界　大會
春日龍神　葵上　鉄輪　安達原　熊坂　鉢木　猩々　惣計百一番和漢
の諸書佛書等ハ引く注釈せり　明和九年四月刻

奈良土産

三卷

此書今春觀世両流の謡本より文句を抜き出したるもの也　百番の謡難
注ハ[illegible]文句の[illegible]評す○作者の自序に貞享四年二月奈良
の[illegible]の熊ハ[illegible]

上卷　三十二番　高砂より小鍛冶まで　中卷　三十二番　竹生島より
道明寺まで　下卷　三十六番　白樂天より放生川まで

貞享四年九月刊行

能花傳書　八巻

巻首に風姿花傳とあり。応永七年卯月従五位下左衛門大夫観世秦元清が序あり。猿楽名人初心の花はいかの事なり。佛在世の時、花は世にあまねく、天下安せいのなかは諸人けらくの風月の態なり。猿楽は芸能なり。其ねの川筋の春日の社の神事なり。今は人なきがごとくなり。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

前の小次郎が他の遊行柳のうち伊勢入道きうのうけうず然
下向けりの隠歌ゝゝゝゝ強く体ちり堂矢人るハ世ゞつるも
此花傳書抽字八一本あり表紙の模様ゆゞ嬉戯本ゝ類せり

国立公文書館
National Archives of Japan